
千代田町 公共施設等総合管理計画



千代田町マスコットキャラクター「みどりちゃん」

平成 28 年 3 月

群馬県千代田町

目 次

第1章	はじめに	1
第1節	策定の目的	1
第2節	本計画の位置付け	1
第3節	公共施設等の範囲	2
第4節	計画期間	2
第5節	推進体制	2
第2章	公共施設等の現状	3
第1節	公共施設等の保有数及び状況	3
第2節	延床面積単位での公共施設	4
第3章	財政の現状	7
第1節	普通会計決算の推移	7
第2節	財政指標の推移	9
第3節	基金の推移	10
第4節	公共施設等の整備費の推移	10
第4章	施設に対する町民の意見	12
第1節	アンケートの概要	12
第2節	公共施設のあり方に対するニーズ	13
第3節	各施設の利用状況と満足度	15
第5章	総合管理計画の基本方針	17
第1節	現状や課題に関する基本認識	17
第2節	更新に係る経費の見込み	18
第3節	基本方針	27
第4節	公共施設等の適正な管理のあり方	28
第6章	施設類型ごとの基本方針	30
第1節	公共施設	30
第2節	道路・橋梁	32
第3節	下水道	32
第7章	フォローアップの方針	33
第1節	計画の進行管理	33
第2節	町民ニーズの把握と町民への情報提供	33
資料編		34

第1章 はじめに

第1節 策定の目的

全国の市町村では、昭和30年代半ばからの高度経済成長期とその後の約10年間に、人口の増加と住民からの要望に対応して、学校などの教育施設、公営住宅、公民館や図書館などの公共施設、並びに道路、橋梁、上下水道などのインフラ施設といった多くの公共施設等を整備してきました。

現在、これらの公共施設やインフラが一斉に改修・更新時期を迎えており、将来的に多額の更新費用が必要になると見込まれます。

町民サービスの向上のためには速やかな改修・更新等が望まれるところですが、わが国が総人口減少時代を迎え、長期的に安定した財政投資を行うことが難しくなるとともに、住民が真に必要とする施設を無理なく長期的に更新・運営していく視点が重要です。

このため、本町が保有する公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点で更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化と、公共施設等の最適な配置を図るため、「千代田町公共施設等総合管理計画」を策定します。

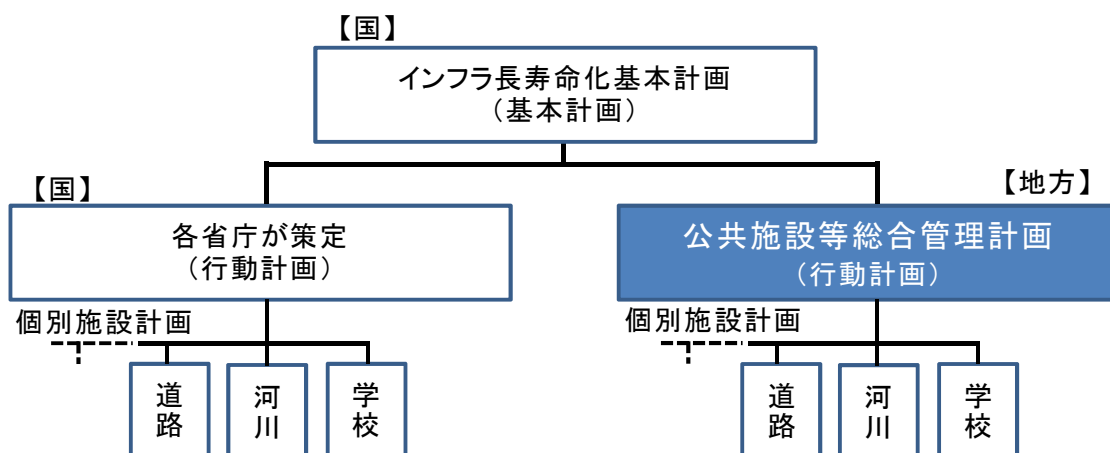
第2節 本計画の位置付け

国では、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、その中で地方公共団体の役割である行動計画が示されました。

平成26年4月22日には、総務省から全国の地方公共団体に対し、公共施設等総合管理計画の策定要請に係る「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」及び「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が発出されています。

本計画は、これらの計画・通知・指針に基づき策定します。

本計画の位置づけ



第3節 公共施設等の範囲

本計画で対象とする「公共施設等」は、公共施設のほか、道路、橋梁、下水道などのインフラ施設のうち、町が保有する構造物とします。

なお、本町では現在、町単独で水道事業を実施していますが、平成28年4月1日より、千代田町・太田市・館林市・みどり市・板倉町・明和町・大泉町・邑楽町の3市5町による、群馬東部水道企業団において水道事業の経営に関する事務を共同処理することに伴い、企業団の基本計画に委ねることとしているため、本計画の対象外とします。

第4節 計画期間

本計画の計画期間は、平成28年度から平成47年度までの20年間とします。

なお、将来の施設更新費用の推計は、計画策定時（平成27年度）の40年後である平成66年度まで行い、長期的な見込みを展望します。

第5節 推進体制

本計画の推進にあたっては、計画の策定を行う財務課が主体となり、施設の各管理課局を横断的に管理し、施設を効率的に維持管理する目的で、町長をトップとした全庁的な取り組み体制を構築します。情報管理については、庁内において公共施設等の情報を一元的に管理することが望ましく、正確な最新情報が庁内において共有できるシステムの整備に努めます。

また、効果的・効率的な管理を実施していくために財政担当者との連携を図り、アンケートの実施などにより町民の意見が適切に反映されるよう努め、さらに職員一人ひとりが本計画の意義を理解し取り組むことができるよう職員の意識改革を進め、計画の目的達成を目指します。

第2章 公共施設等の現状

第1節 公共施設等の保有数及び状況

本町に公共施設は、38施設 87棟あり、建築物では、庁舎等が1施設、学校教育系施設（幼稚園を除く）が4施設、町民文化系施設が7施設、スポーツ・レクリエーション系施設が4施設、子育て支援施設が6施設、保健・福祉施設が3施設、町営住宅が2施設、その他の施設が11施設となっています。

また、インフラ施設では、町道の実延長が258,022m、橋梁が876m（125橋）、下水道の管路総延長が21,826mとなっています。

公共施設等の保有数（平成27年3月31日現在）

施設分類		数量	単位	備考	
建築物	庁舎等	1	施設		
	学校教育系施設	4	施設		
	町民文化系施設	7	施設		
	スポーツ・レクリエーション系施設	4	施設		
	子育て支援施設	6	施設		
	保健・福祉施設	3	施設		
	町営住宅	2	施設		
	その他施設	11	施設		
インフラ施設	道路	道路	258,022	m	
		橋梁	876	m	125橋
	下水道	管路	21,826	m	

※施設の分類方法については、一般財団法人地域総合整備財団作成の「公共施設等更新費用試算ソフト」（以下「更新費用ソフト」という）の施設分類に準拠する。

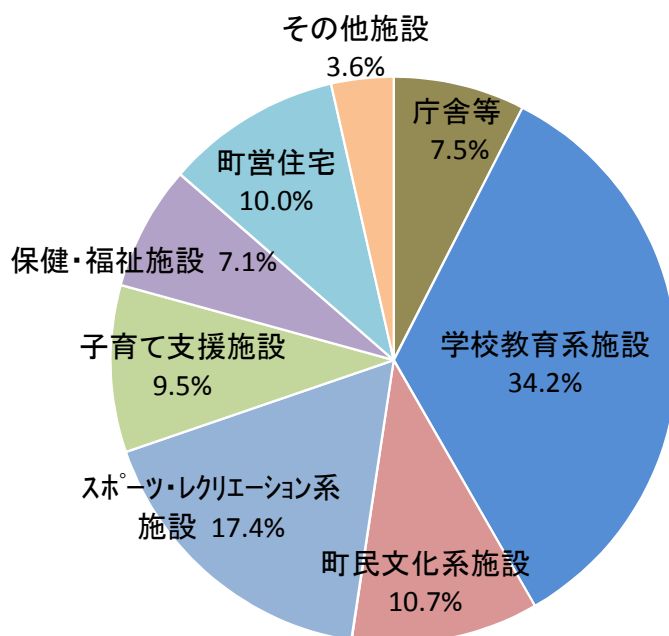
第2節 延床面積単位での公共施設

本町の公共施設を延床面積ベースで見ると、合計約 4.8 万㎡のうち、学校教育系施設が 34.2%、次いでスポーツ・レクリエーション系施設が 17.4%、町民文化系施設が 10.7%、町営住宅が 10.0%、子育て支援施設が 9.5%などとなっています。

4.8 万㎡を本町の平成 27 年 10 月 1 日現在の住民基本台帳人口（11,679 人）で除した人口 1 人あたり面積は 4.1 ㎡です。

公共施設の施設分類ごとの総延床面積（平成 27 年 3 月 31 日現在）

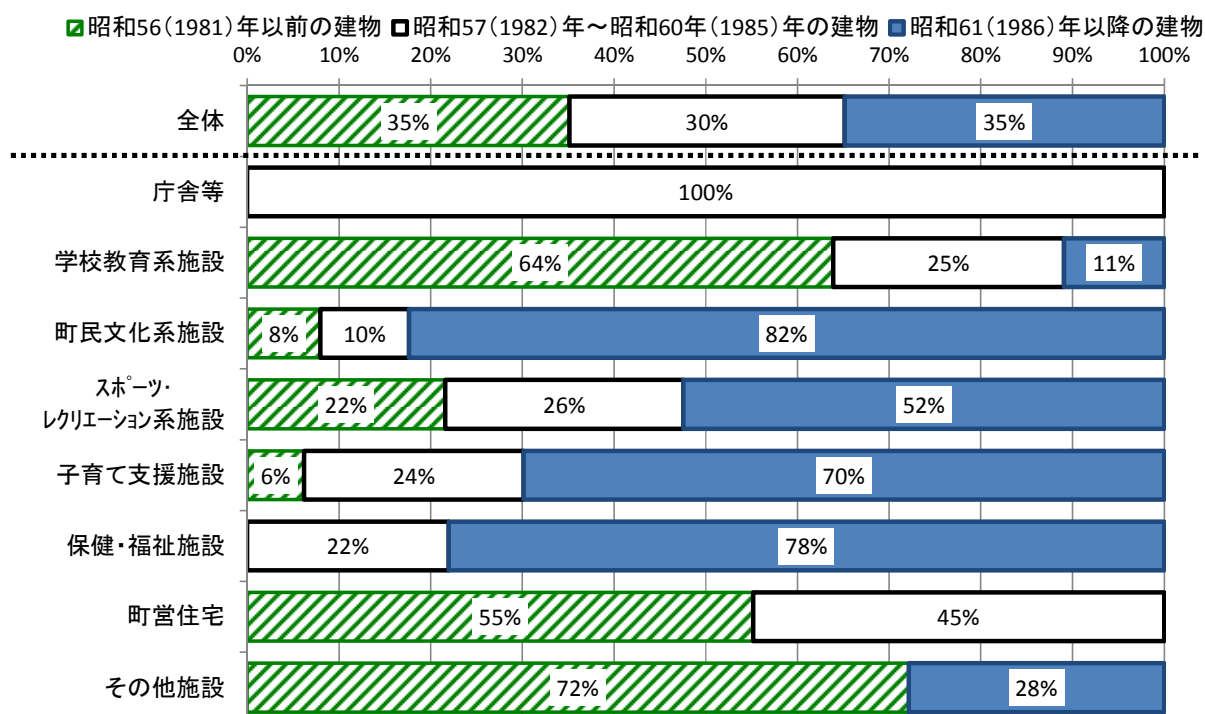
施設分類	延床面積	構成比
庁舎等	3,629 ㎡	7.5%
学校教育系施設	16,530 ㎡	34.2%
町民文化系施設	5,174 ㎡	10.7%
スポーツ・レクリエーション系施設	8,391 ㎡	17.4%
子育て支援施設	4,606 ㎡	9.5%
保健・福祉施設	3,438 ㎡	7.1%
町営住宅	4,857 ㎡	10.0%
その他施設	1,723 ㎡	3.6%
合計	48,348 ㎡	100.0%



延床面積の建築年度区分ごとの全体の構成比をみると、旧耐震基準による昭和 56 年以前の建物が 35%を占めています。また、大規模改修の目安となる築後 30 年を超える建物（昭和 60 年以前）は 65%となっています。

このうち、学校教育系施設及び町営住宅では 50%以上の面積を昭和 56 年以前の建物が占めています。また、築後 30 年を超える建物は、学校教育系施設では 89%、町営住宅では 100%となっています。

公共施設の延床面積の建築年度区分ごとの構成比（平成 27 年 3 月 31 日現在）

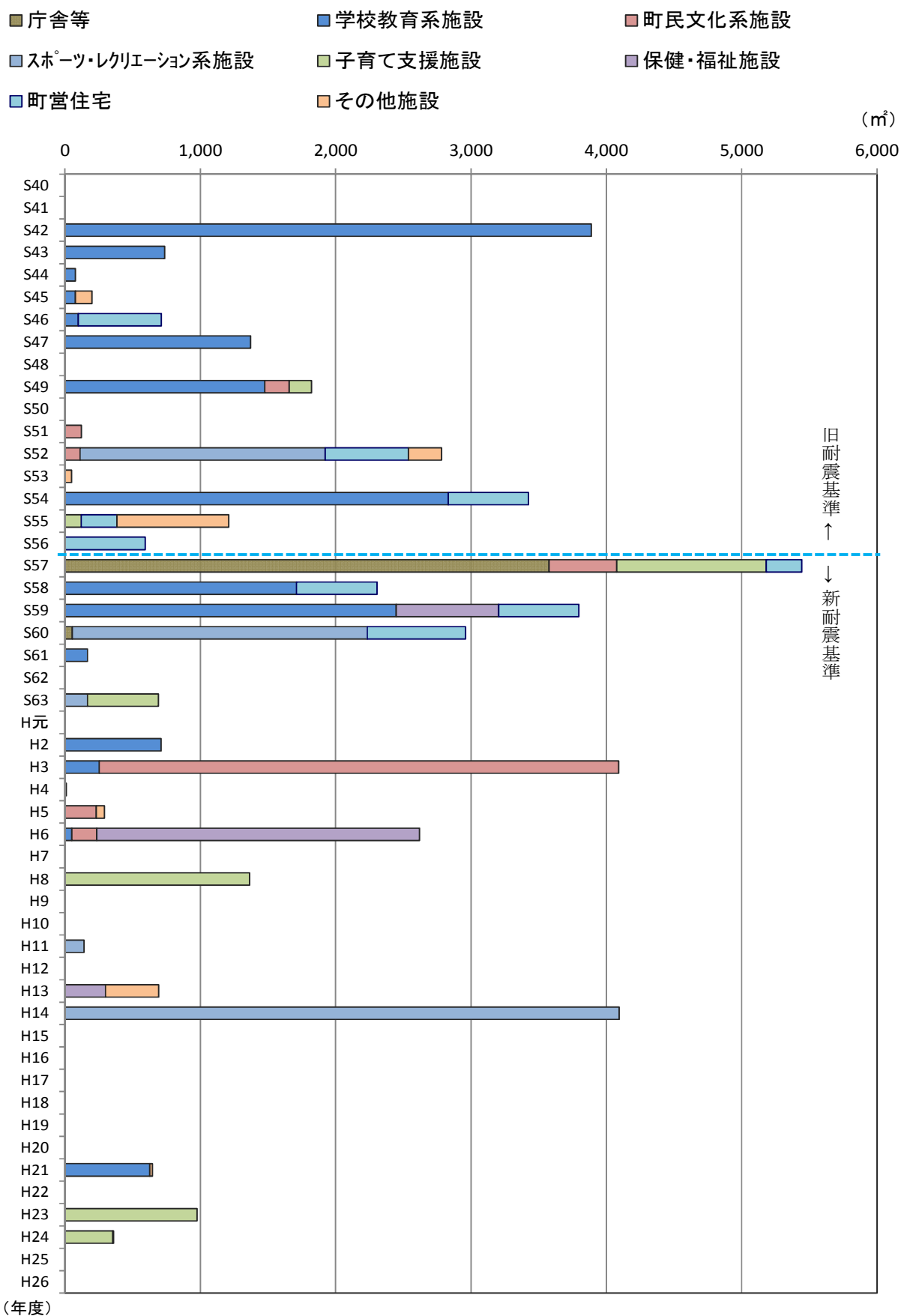


なお、旧耐震基準の建物については、現在、平成 25 年 11 月施行された「改正耐震改修促進法」により、全ての旧耐震基準建築物を「既存耐震不適格建築物」として、耐震性の確認と耐震化の努力義務が所有者に課せられています。

その中でも、多数の不特定多数の者が利用する建築物及び避難弱者が利用する建築物のうち、一定規模以上の建築物等は、建築物の所有者に対して耐震診断の義務化が規定されています（p. 41「耐震改修促進法における規制対象一覧」参照）。

建築年度別・施設区分別にみた公共施設の延床面積は、以下のとおりです。

建築年度別・施設区分別にみた公共施設の延床面積（平成 27 年 3 月 31 日現在）



第3章 財政の現状

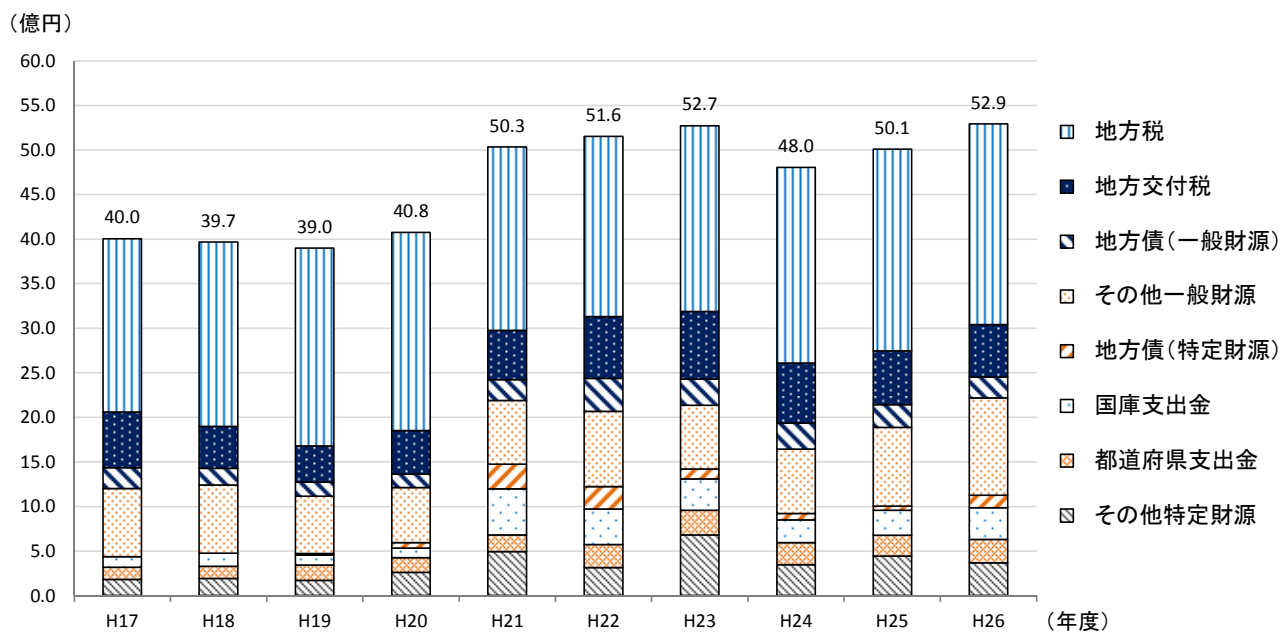
第1節 普通会計決算の推移

平成17年度から平成26年度までの普通会計決算の推移は、以下のとおりです。

歳入ベースで財政規模をみると、「三位一体の改革」などにより、平成20年度までは40億円前後の規模で推移したのち、平成21年度以降は50億円前後の規模となっています。平成26年度では約53億円となり、平成17年度と比較すると32%増の予算規模になっています。増加している費目の内訳は、ハード事業に伴う特定財源（国庫支出金など）が中心となっています。

こうした財源は恒久的な財源でないこと、また地方税やその他一般財源（地方消費税交付金など）がほぼ横ばいで推移していることから、今後、歳入の減少が見込まれることが予想され、今後の財政運営はこれまで以上に厳しくなると考えられます。

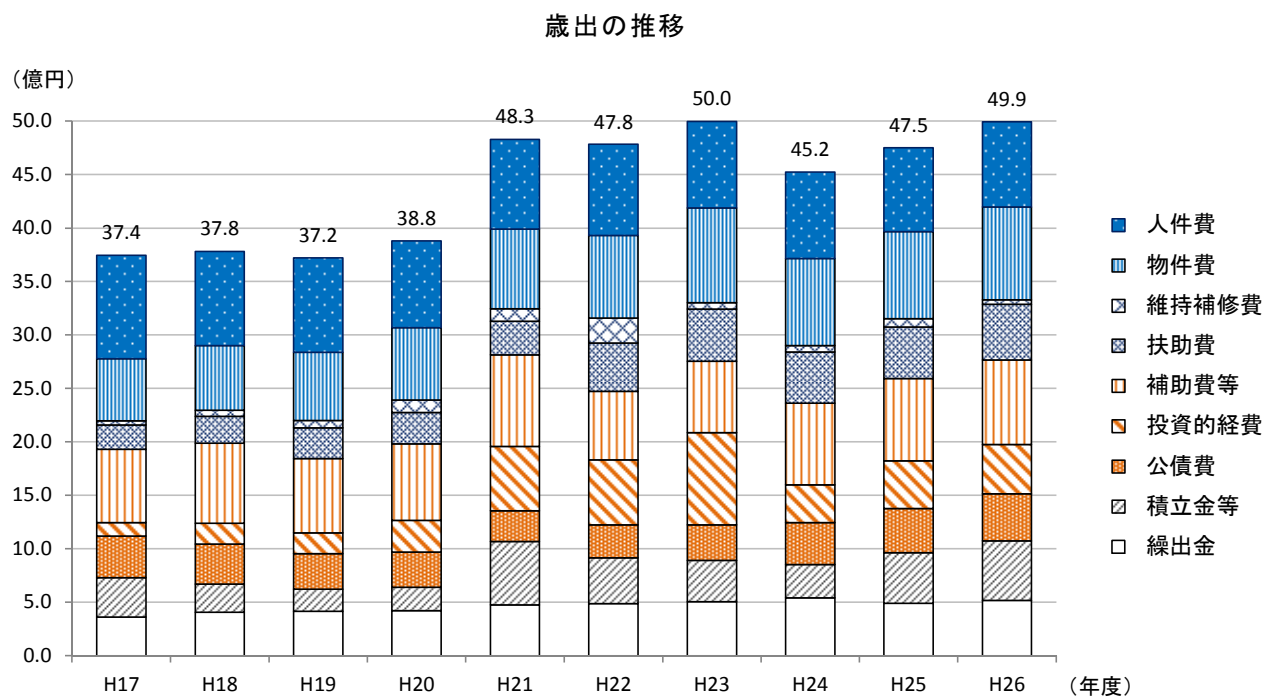
歳入の推移



資料：地方財政状況調査

一方、歳出を性質別にみると、人件費は平成 22 年度以降削減が進む一方で、少子高齢化等の進展により、扶助費が平成 17 年度の 2.3 倍に増加しています。

投資的経費は、平成 23 年度をピークに抑制傾向がみられますが、それでも平成 26 年度は平成 17 年度の 3.7 倍の規模となっており、公共施設の維持管理を含む経費の一層の削減に努める必要があります。



資料：地方財政状況調査

第2節 財政指標の推移

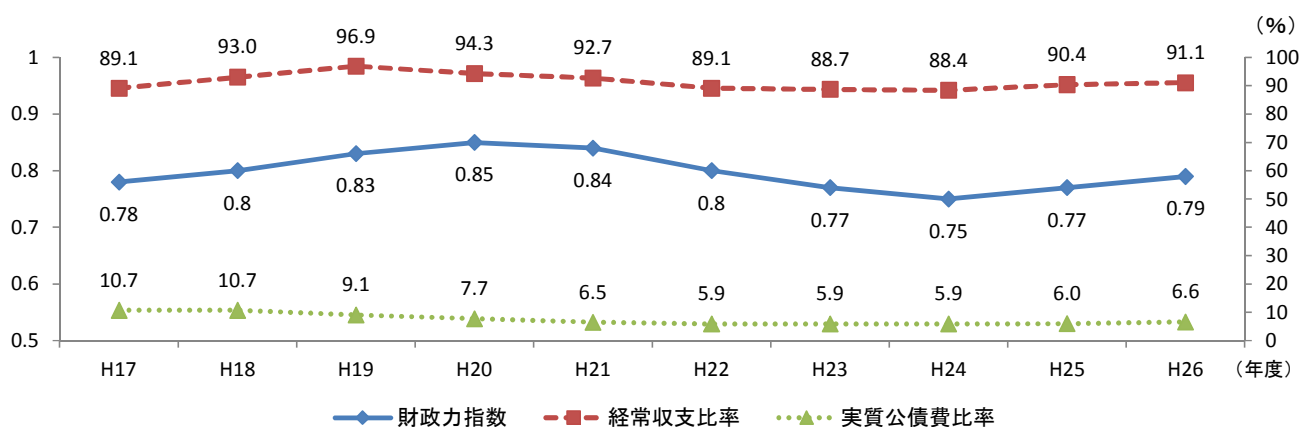
平成17年度から平成26年度までの主な財政指標の推移は、以下のとおりです。

本町の財政力指数ⁱは、平成20年度の0.85をピークに、平成24年度にかけて0.75にまで低下を続けていましたが、平成26年度では0.79に上昇しています。

経常収支比率ⁱⁱは、平成19年度の96.9%をピークに、平成24年度にかけて88.4%まで改善してきましたが、平成26年度では91.1%に上昇しています。

実質公債費比率ⁱⁱⁱは、平成17年度以降、平成24年度にかけて5.9%まで低下しましたが、平成26年度では6.6%に上昇しました。

財政指標の推移



資料：地方公共団体の主要財政指標一覧

- ⁱ 財政力指数：地方公共団体の財政力を示す指数で、地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を、基準財政需要額で除した数値。この値は高いほど財政力があり、財政力指数が1を超える場合、当該地方自治体内での税収入等のみを財源として円滑に行政を遂行できるとして、地方交付税交付金の不交付団体となる。
- ⁱⁱ 経常収支比率：地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出され縮減することが容易でない経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）に占める割合。この値は低いほど財政の弾力性が高く、高いほど財政が硬直化していることを示す。
- ⁱⁱⁱ 実質公債費比率：地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの。この値は低いほど財政運営に弾力性があり、政策的に使える費用が多いことを示す。

第3節 基金の推移

基金については、以下のとおりとなっています。

平成26年度において財政調整基金が約15億円、公共施設建設基金は約6.7億円の残高があり、直近10年間の基金総額は27億円前後で推移しています。

公共施設建設基金については、公共施設建設事業等の財源に充てるために設置された特定目的基金であり、平成21年度に4.5億円まで減少しましたが、今後の公共施設の老朽化に対応すべく積立を行っております。

基金の直近10年間の状況

(単位：千円)

年度 基金名	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
財政調整基金	1,204,562	1,245,733	1,308,365	1,327,727	1,353,423	1,326,548	1,297,695	1,340,252	1,368,151	1,514,469
公共施設建設基金	470,187	592,634	604,261	666,291	452,117	502,834	461,218	511,456	639,898	674,617
減債基金	473,339	443,587	406,538	351,816	350,618	449,533	414,935	387,133	337,468	277,745
ふるさとづくり基金	26,958	26,958	21,959	22,039	22,119	22,164	18,181	13,188	13,192	13,200
緑地管理整備基金	91,801	84,811	80,943	76,226	71,478	66,614	61,664	56,687	51,730	46,753
地域福祉基金	167,717	142,846	143,262	143,337	143,364	143,718	143,843	143,942	144,051	144,165
収入印紙等 購買基金	—	—	—	—	—	—	—	1,000	1,000	1,000
土地開発基金	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	0
基金総額	2,634,564	2,736,569	2,765,328	2,787,436	2,593,119	2,711,411	2,597,536	2,653,658	2,755,490	2,671,949

※収入印紙等購買基金は平成24年度に新設・土地開発基金は平成26年9月末で廃止

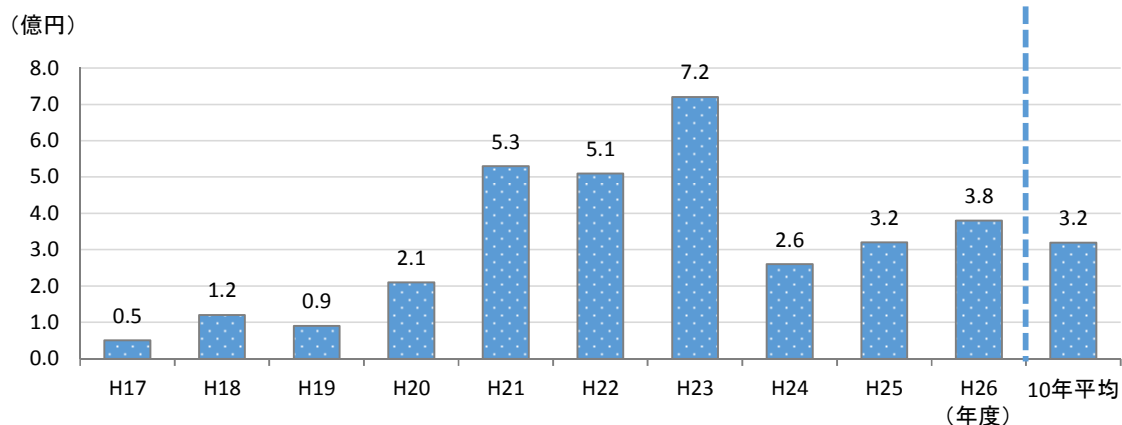
第4節 公共施設等の整備費の推移

公共施設の直近10年間の整備費の推移をみると、最も多い年が平成23年度で7.2億円、最も少ない年が平成17年度で0.5億円、1年当たり平均は3.2億円となっています。

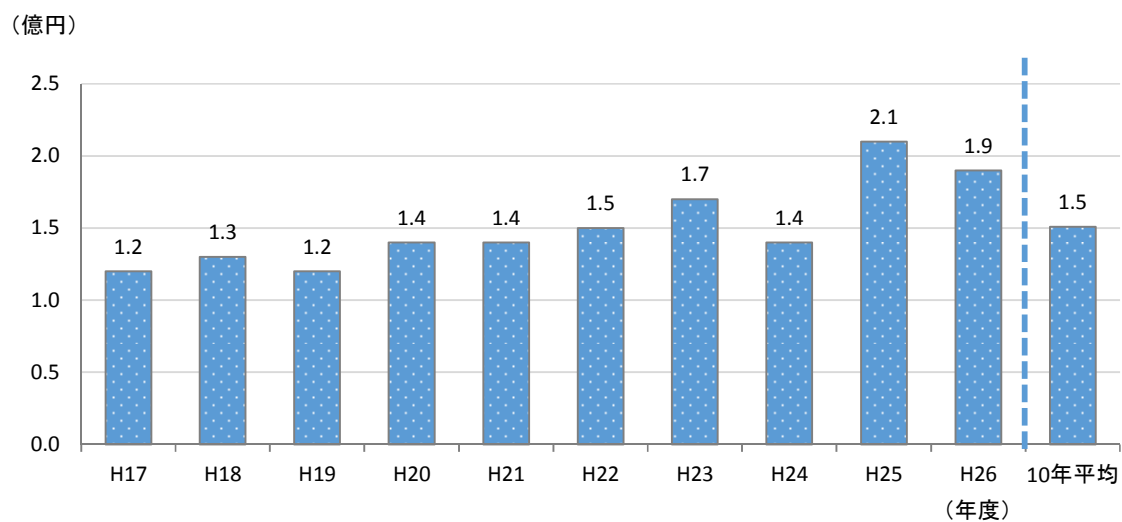
一方、道路・橋梁・下水道（インフラ）の直近10年間の整備費の推移をみると、最も多い年が平成25年度で2.1億円、最も少ない年が平成17年度と平成19年度で1.2億円、1年当たり平均は1.5億円となっています。

公共施設とインフラを合計した全体の整備費は、最も多い年が平成23年度で8.9億円、最も少ない年が平成17年度で1.7億円、1年当たり平均は4.7億円となっています。

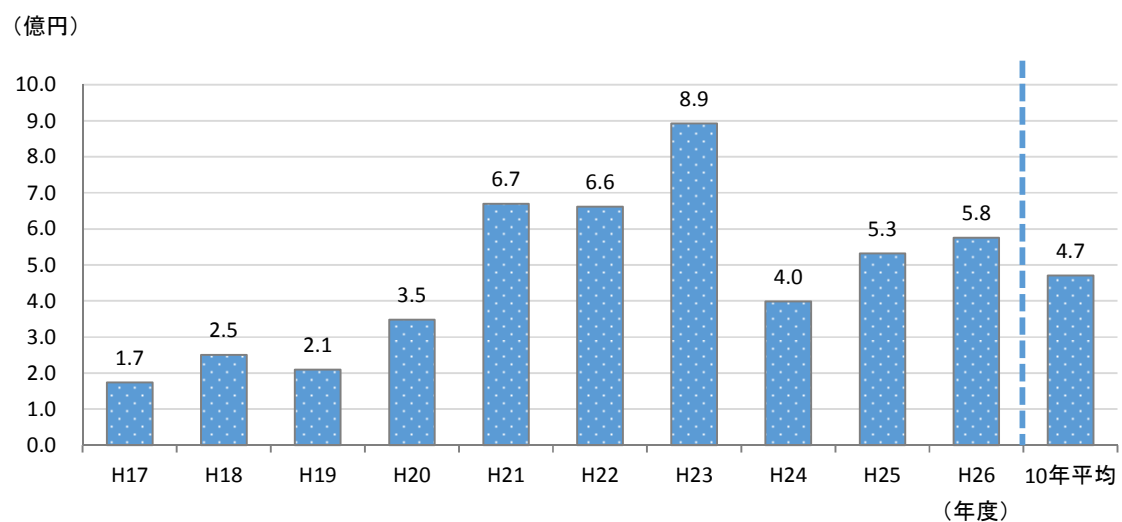
公共施設の直近 10 年間の整備費の推移



道路・橋梁・下水道（インフラ）の直近 10 年間の整備費の推移



公共施設及びインフラの直近 10 年間の整備費合計額の推移



資料：地方財政状況調査

第4章 施設に対する町民の意見

第1節 アンケートの概要

本計画策定の基礎資料とするため、以下の2種類のアンケートを実施しました。

なお、集計結果は百分率(%)で表す場合、小数点第2位を四捨五入し第1位までの表記としたため、百分率の合計が100にならない場合があります。

(1) 町民アンケート(p. 42)

平成27年5月に実施した、町民2,000人対象の「千代田町総合戦略の策定にむけた地方創生に関するアンケート」(以下「町民アンケート」)の中に公共施設のあり方についての質問を設け、町民の意見を伺いました。

635件(有効回収率31.8%)の回答を得ました。

調査の対象	町内にお住まいの満18歳以上50歳未満の方2,000人
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	平成27年5月8日～5月22日

(2) 公共施設利用者アンケート(p. 43-44)

平成27年8月及び9月に、以下の公共施設にて「公共施設利用者アンケート」を実施し、各施設の利用者から合計491件の回答を得ました。

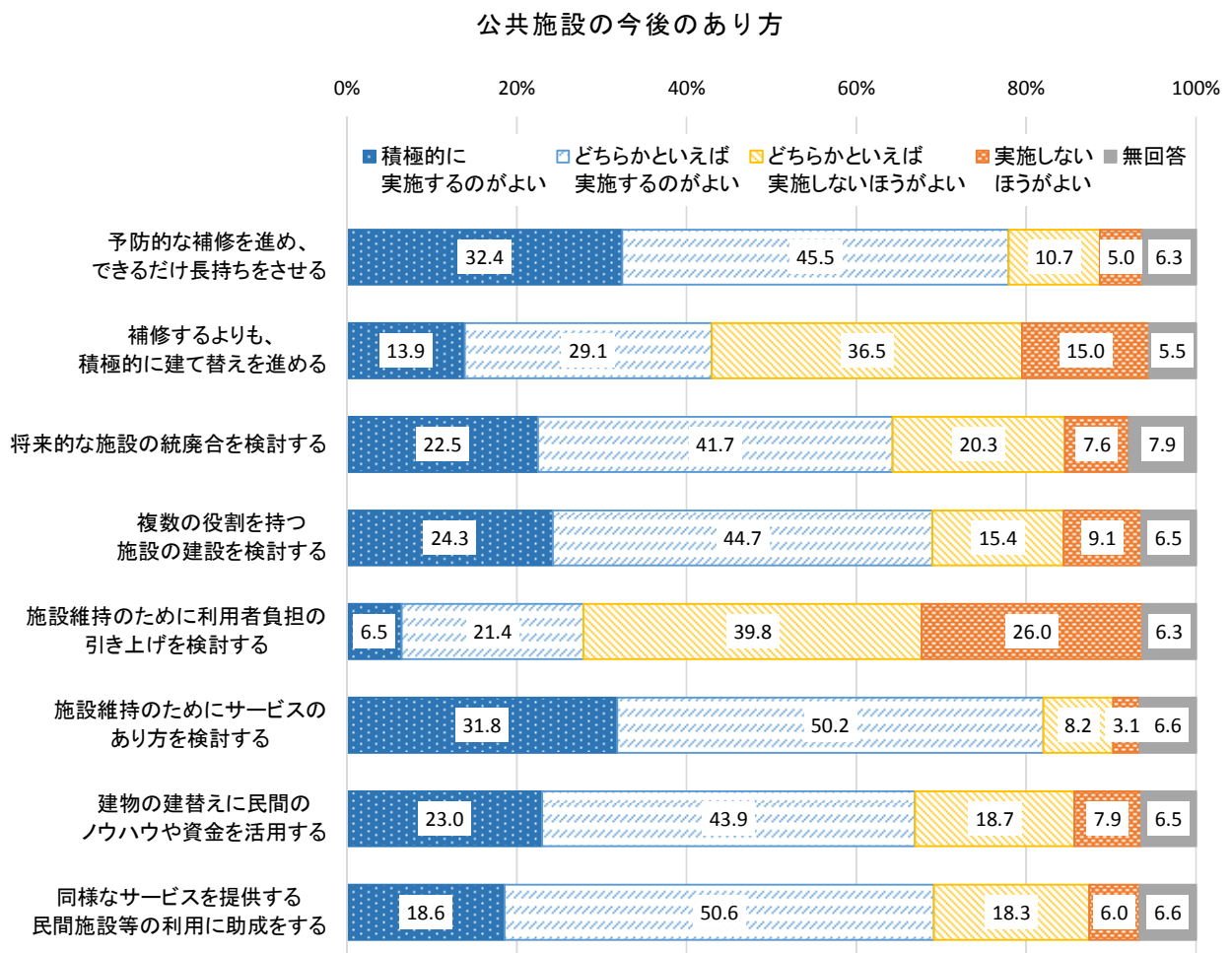
施設名	回答者数	施設名	回答者数	施設名	回答者数
役場	57	保健センター	48	町民プラザ	39
図書館	50	総合体育館	55	温水プール	73
町民体育館	39	なかさと公園	20	バーベキュー棟	5
西小学童	32	東小学童	31	児童センター	35
児童館	3	総合福祉センター	4	合計:491件	

第2節 公共施設のあり方に対するニーズ

町民アンケートでは、公共施設の今後のあり方について尋ねています。

その結果、「予防的な補修を進め、できるだけ長持ちをさせる」、「施設維持のためにサービスのあり方を検討する」を約80%の町民が「実施するのがよい」（「積極的に実施するのがよい」＋「どちらかといえば実施するのがよい」）と回答しています。

一方で「施設維持のために利用者負担の引き上げを検討する」、「補修するよりも、積極的に建替えを進める」を50%以上の町民が「実施しないほうがよい」（「どちらかといえば実施しないほうがよい」＋「実施しないほうがよい」）と回答していることから、コストをかけない施設維持の方策が求められているといえます。



資料：千代田町総合戦略の策定にむけた地方創生に関するアンケート（町民アンケート）

同様の質問を、公共施設利用者アンケートでも尋ねています（ただし、こちらの設問では3つまで回答を選べる複数回答可）。

各施設の今後のあり方について、「東小学童」以外の施設では、「現在の建物を補修しながら、出来るだけ長い間使用する」の割合が最も高くなっています。

一方で「建替えを行う」の割合が高い施設は、「東小学童」（35.5%）、「図書館」（34.0%）、「町民体育館」（25.6%）、「西小学童」（21.9%）となっています。

公共施設別の今後のあり方（トップ3）

（単位：％）

施設名	1位		2位		3位	
役場	現在の建物を補修しながら、出来るだけ長い間使用する	49.1	利用促進のため料金の引き下げ、休館日や開館時間などを検討する	21.1	施設の統廃合や複合施設の建設を検討する	12.3
保健センター	現在の建物を補修しながら、出来るだけ長い間使用する	58.3	施設の統廃合や複合施設の建設を検討する	27.1	利用促進のため料金の引き下げ、休館日や開館時間などを検討する	14.6
町民プラザ	現在の建物を補修しながら、出来るだけ長い間使用する	89.7	利用促進のため料金の引き下げ、休館日や開館時間などを検討する	20.5	同様なサービスを提供する民間施設等の利用に助成をする	15.4
図書館	現在の建物を補修しながら、出来るだけ長い間使用する	38.0	建替えを行う	34.0	施設の統廃合や複合施設の建設を検討する	24.0
総合体育館	現在の建物を補修しながら、出来るだけ長い間使用する	60.0	利用促進のため料金の引き下げ、休館日や開館時間などを検討する	21.8	・建替えを行う ・同様なサービスを提供する民間施設等の利用に助成をする	10.9
温水プール	現在の建物を補修しながら、出来るだけ長い間使用する	54.8	利用促進のため料金の引き下げ、休館日や開館時間などを検討する	30.1	同様なサービスを提供する民間施設等の利用に助成をする	19.2
町民体育館	現在の建物を補修しながら、出来るだけ長い間使用する	66.7	建替えを行う	25.6	利用促進のため料金の引き下げ、休館日や開館時間などを検討する	7.7
なかさと公園	現在の建物を補修しながら、出来るだけ長い間使用する	20.0	同様なサービスを提供する民間施設等の利用に助成をする	15.0	施設の統廃合や複合施設の建設を検討する	10.0
西小学童	現在の建物を補修しながら、出来るだけ長い間使用する	59.4	建替えを行う	21.9	施設の統廃合や複合施設の建設を検討する	15.6
東小学童	施設の統廃合や複合施設の建設を検討する	51.6	建替えを行う	35.5	現在の建物を補修しながら、出来るだけ長い間使用する	22.6
児童センター	現在の建物を補修しながら、出来るだけ長い間使用する	60.0	・建替えを行う ・施設の統廃合や複合施設の建設を検討する ・同様なサービスを提供する民間施設等の利用に助成をする			8.6

※上記の％は回答数を100としたときの値。

※バーベキュー棟、児童館、総合福祉センターについては、回答数が少ないため省略。

資料：公共施設利用者アンケート

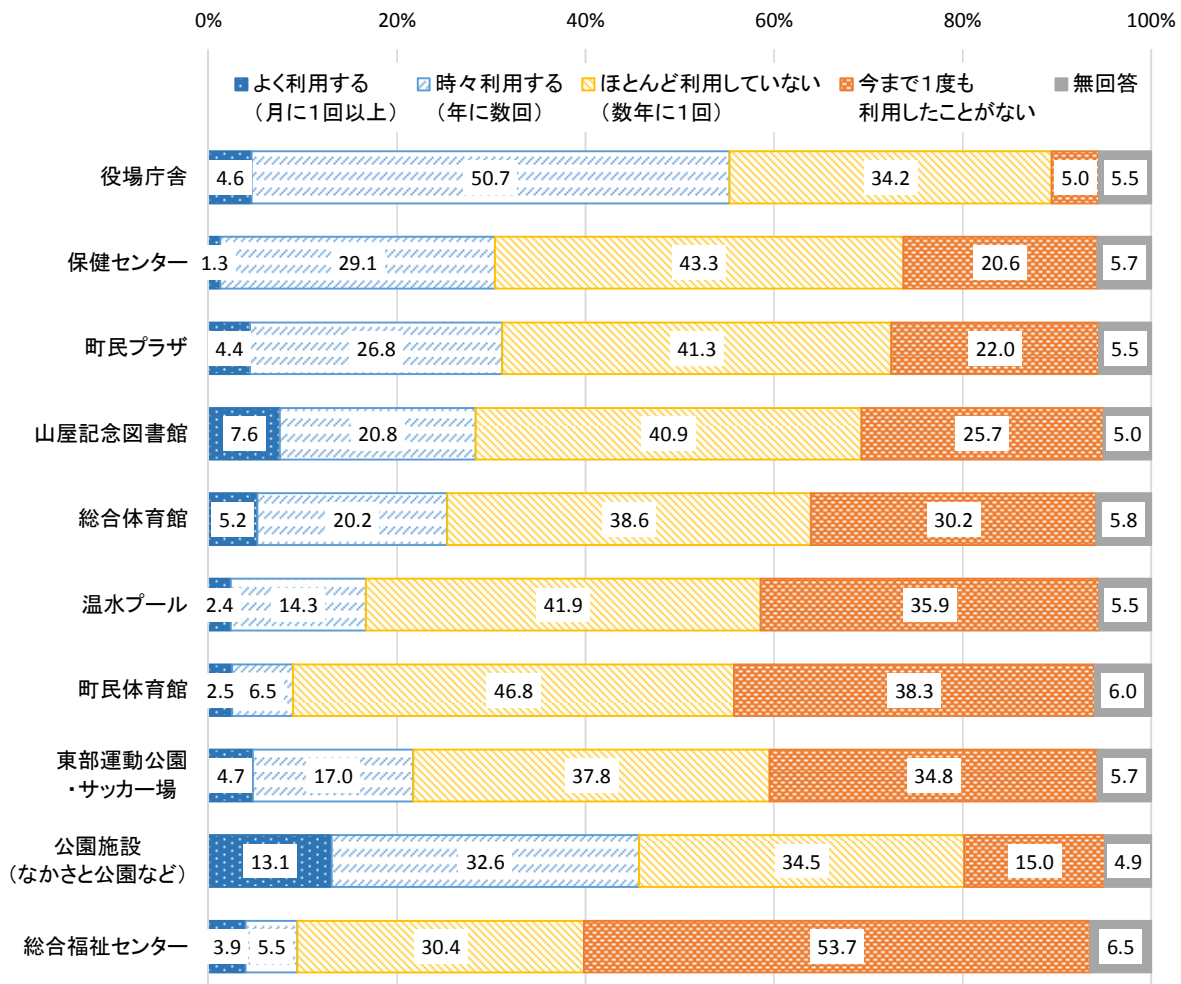
第3節 各施設の利用状況と満足度

主な公共施設の利用状況と満足度は、以下のとおりです。

町民アンケートでは、役場庁舎を除いた利用状況については、利用頻度が高い施設（「よく利用する」＋「時々利用する」）として「公園施設（なかさと公園など）」が45.7%と最も多く、次いで「町民プラザ」、「保健センター」、「山屋記念図書館」などとなっています。

一方、今まで1度も利用したことのない施設として、「総合福祉センター」が53.7%と最も多く、次いで「町民体育館」、「温水プール」、「東部運動公園・サッカー場」などとなっています。

主な公共施設の利用状況

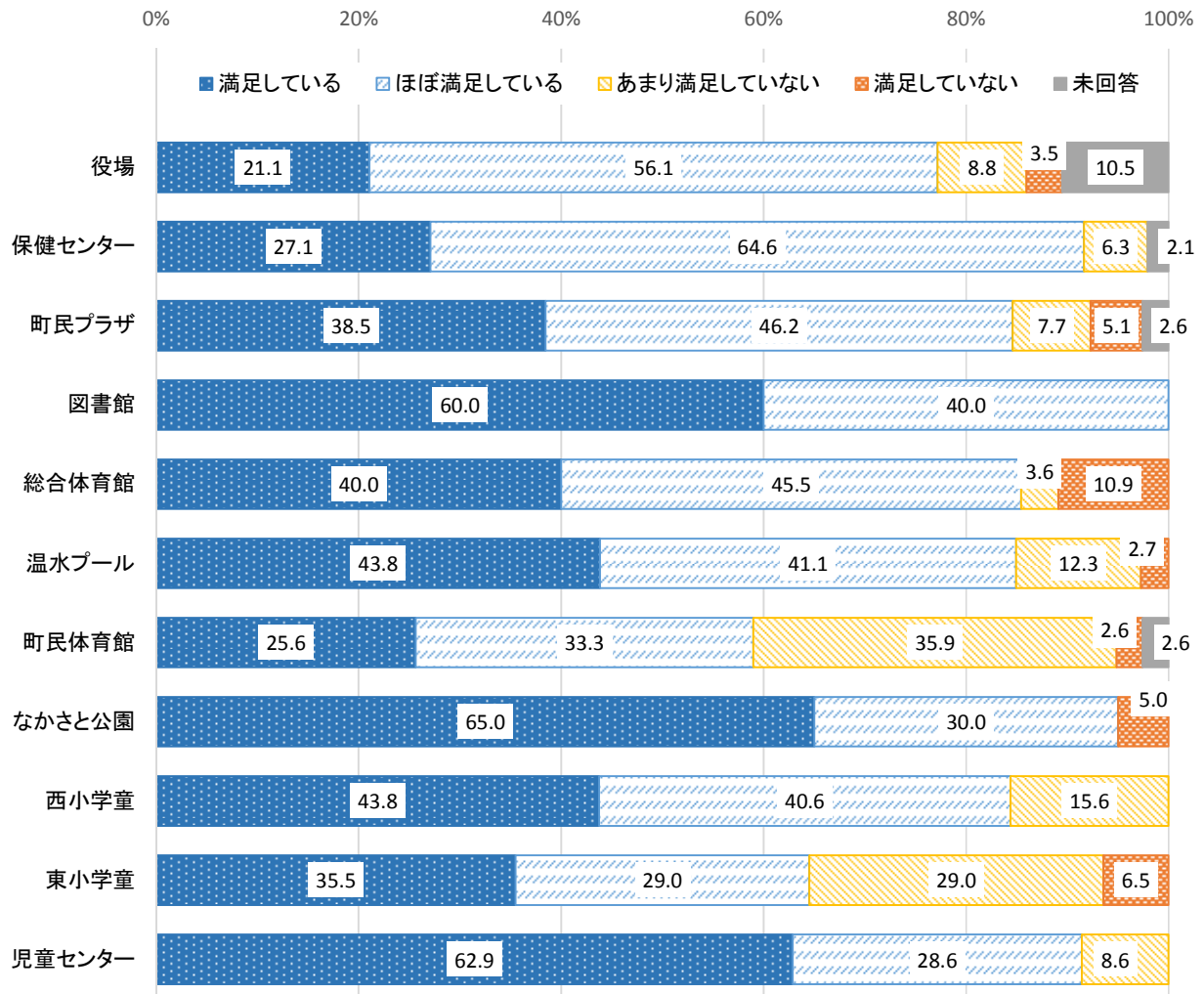


資料：千代田町総合戦略の策定にむけた地方創生に関するアンケート（町民アンケート）

公共施設利用者アンケートでは、各施設の満足度について尋ねています。

ほぼすべての施設において、利用者の方に満足をしていただいている一方で、施設に関して不満と回答した割合が高い施設（「あまり満足していない」＋「満足していない」）を見てみると、「町民体育館」が38.5%と最も多く、次いで「東小学童」の35.5%となっています。

主な公共施設の満足度



※バーベキュー棟、児童館、総合福祉センターについては、回答数が少ないため省略。

資料：公共施設利用者アンケート

第5章 総合管理計画の基本方針

第1節 現状や課題に関する基本認識

1 老朽化対策

公共施設のうち、65%が築後30年を経過しており、施設の老朽化が進んでいます。特に学校、公営住宅においては、耐震化済み又は耐震性有りとされているものの、延床面積の50%以上が旧耐震基準の昭和56年以前の建築となっています。

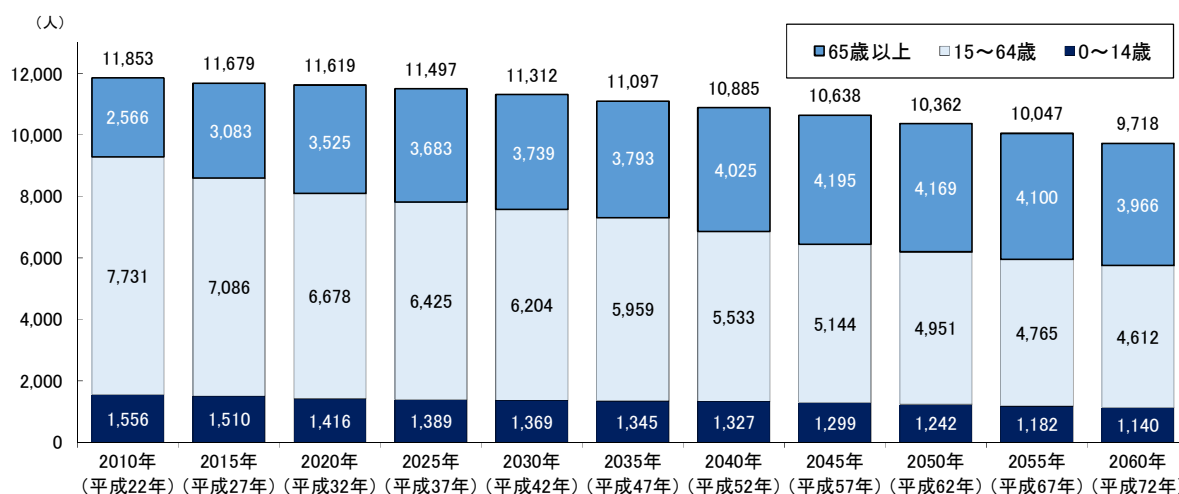
このため、施設の機能と安全性を保つために、大規模改修や更新が必要となります。

2 人口減少対策

本町の人口は、平成27年10月1日現在の住民基本台帳では11,679人となっています。一方、平成27年度に策定された「千代田町人口ビジョン」では、全国の傾向と同じく本町でも将来の人口について減少が見込まれており、本計画の目標年である平成47年では約11,000人程度になることが推計されています。この値は、平成27年を基準とすると、約5%の人口減少となります。高齢化率は、平成27年では26.4%ですが、平成47年に34.2%まで上昇します。

この人口減少や高齢化に伴う住民ニーズに対応した行政サービスのあり方を検討していくことが求められています。

本町の総人口の将来推計



資料：千代田町人口ビジョン

3 財源の確保

本町では、少子高齢化などに伴う税収の減少と扶助費の増加などにより、公共施設等の更新費用に必要な財源の確保は、今後厳しさを増していくことが予想されます。各施設の長寿命化などにより経費削減に努めるとともに、大規模改修や更新に必要な財源の確保にも努める必要があります。

第2節 更新に係る経費の見込み

本計画の策定に向けて、総務省が活用を推奨している更新費用ソフトを用い、本町の公共施設等の更新に係る経費の見込みを試算することとしました。

試算の前提として使用する「更新費用ソフト」は、将来の財政運営の参考にするため、将来の公共施設等の更新費用を市町村の規模にかかわらず簡便に推計できるよう開発されたもので、整備後、一定期間を過ぎた公共施設等の延床面積（インフラは整備済面積）に更新単価を乗じて推計するものです。

施設区分ごとの更新単価の考え方の詳細は次のとおりです。

公共施設については、更新のパターンを「当初時点から未実施の更新」・「築後 30 年経過に伴う大規模改修」・「建替え」の 3 つに分けています。

「当初時点から未実施の更新」とは、計画策定当初時点にすでに大規模改修や建替えが必要な築後 30 年を経過しているにも関わらず、それらを実施していない施設については、平成 36 年度までに大規模改修を順次実施するものとして、計上しています。

「築後 30 年経過に伴う大規模改修」とは、計画期間内に順次、築後 30 年を迎える施設で、築後 30 年経過年度に大規模改修を行うものとして計上しています。

「建替え」とは、公共施設の耐用年数を一律 60 年と設定し、それを経過した施設を築後 60 年経過年度に建替えるものとして計上しています。

道路については、区間ごとに整備していくため、年度別の算出が難しいことから、整備面積を更新年数で割った面積を 1 年間の更新量と仮定し、更新単価を乗じることにより更新費用を試算しています。

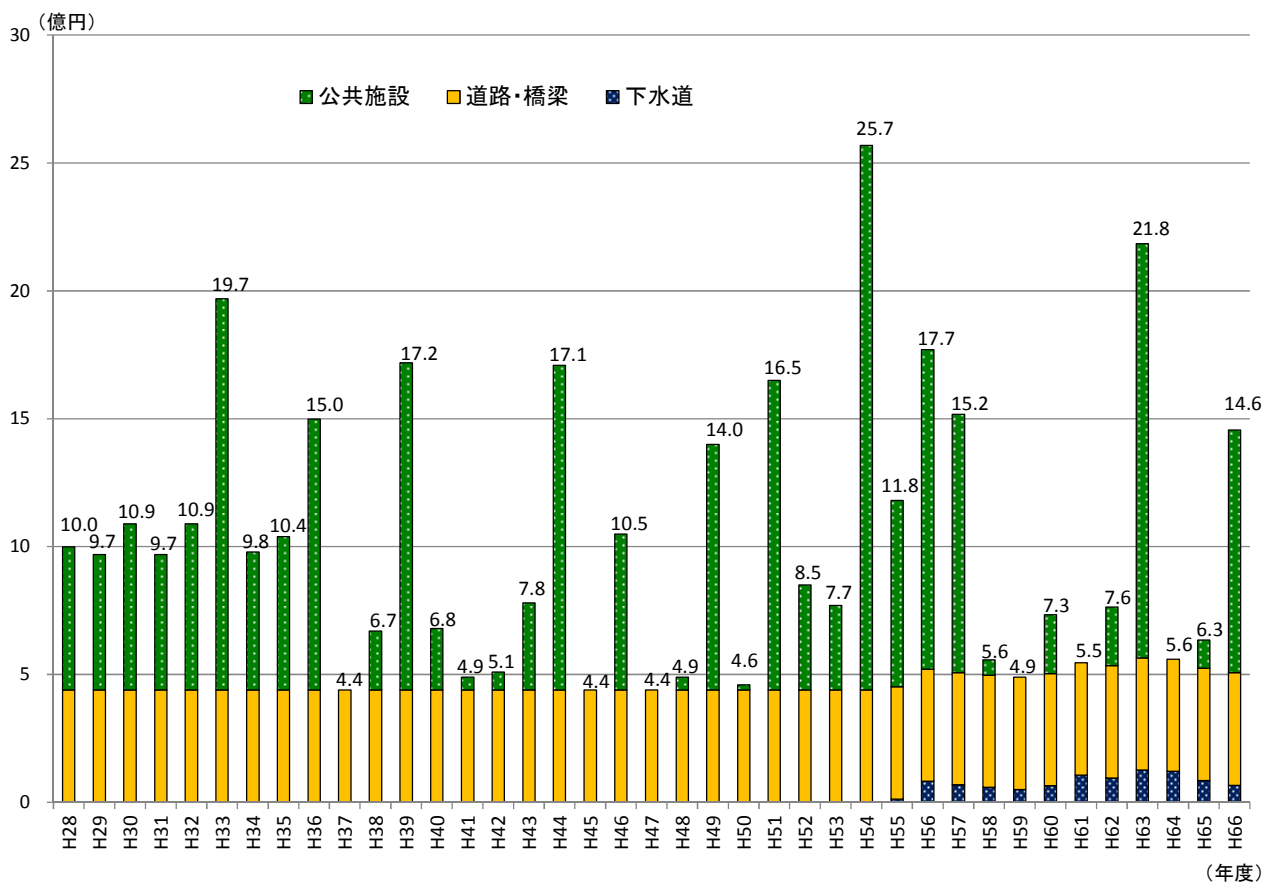
橋梁については、既に橋梁長寿命化計画が策定され、更新費用も算出されていることから、その更新費用を利用することとし、ここでの試算は行いません。

下水道については、更新年数を 50 年と設定し、更新年数経過後に現在と同じ長さで更新すると仮定し、管径別年度別延長に更新単価を乗じることにより更新費用を試算しています。

本町では、平成 26 年度末時点の状況をもとに、平成 27 年度～平成 66 年度の 40 年間の推計を行い、計画策定期間である平成 28 年度からの更新費用を試算しました。

1 長期の更新費用の見込み

「更新費用ソフト」により、更新費用を試算すると、平成28年度～平成66年度の更新費用は、総額約401億円が必要となります。



なお、更新費用の算定に使用した単価は、以下のとおりです。

更新単価の設定

施設区分	施設分類	大規模改修単価	建替え単価
公共施設	庁舎等	25 万円/㎡	40 万円/㎡
	学校教育系施設 子育て支援施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
	町民文化系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
	スポーツ・レクリエーション系施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
	保健・福祉施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
	町営住宅	17 万円/㎡	28 万円/㎡
	その他施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡

施設区分	更新単価	
道路・橋梁	一般道路	4,700 円/㎡
	歩道・自転車道	2,700 円/㎡
	橋梁	44.8 万円/㎡
下水道	管径～250mm	6.1 万円/m
	管径 251mm～500mm	11.6 万円/m

2 事後保全ⁱ型の維持管理による更新費用の見込み

(1) 公共施設

「更新費用ソフト」により更新費用を試算すると、本計画の計画期間である平成 28 年度～平成 47 年度の更新費用総額は 107.4 億円、1 年当たりの更新費用は 5.4 億円となります。

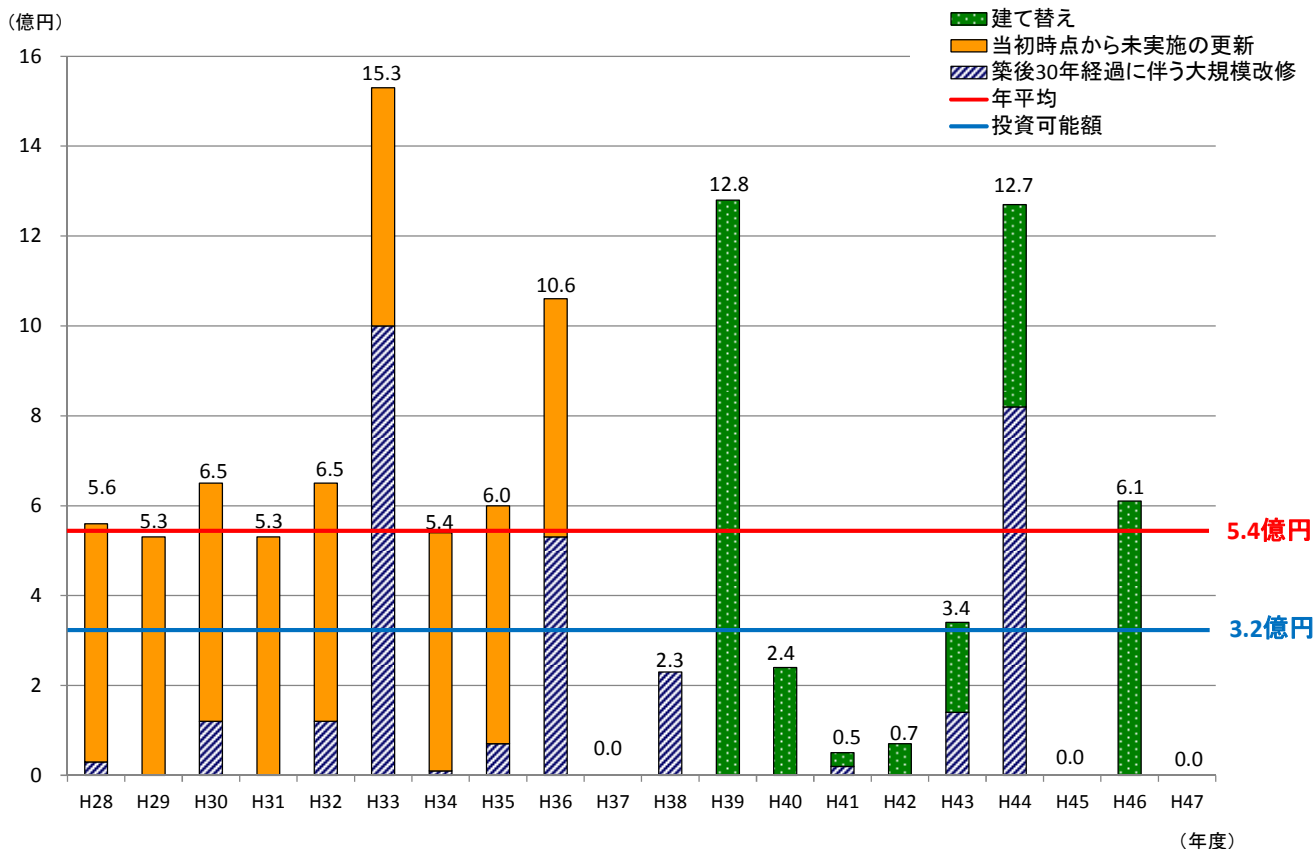
更新費用試算の内訳は、「当初時点から未実施の更新」が 47.7 億円、「築後 30 年経過に伴う大規模改修」が 30.9 億円、「建替え」が 28.8 億円です。

「大規模改修」の経費が大きい年度は、平成 33 年度と平成 44 年度となっています。平成 33 年度は町民プラザ、平成 44 年度は東部運動公園の総合体育館が築後 30 年を超過します。

「建替え」の経費が大きい年度は、平成 39 年度と平成 46 年度となっています。平成 39 年度は千代田中学校、平成 46 年度は東小学校などが、耐用年数 60 年を超過します。

なお、公共施設の直近 10 年間の整備費（p. 11 参照）をみると、1 年当たりの整備費が 3.2 億円となっています。この額を公共施設の更新に使うことができる投資可能額としてとらえた場合、上記試算結果として算出された 1 年当たりの更新費用の 5.4 億円を下回ることとなり、財源が不足すると考えられます。

公共施設の更新費用の試算（事後保全型）



ⁱ 事後保全：損傷や劣化が顕在化あるいは深刻化してから補修等の対策を行う保全方法。

(2) 道路・橋梁・下水道（インフラ）

「更新費用ソフト」により、更新費用を試算すると、以下のとおりです。

道路の更新費用は、耐用年数を 50 年と設定し、整備済面積に更新単価を乗じて試算すると、平成 28 年度～平成 47 年度の更新費用総額は 84.0 億円、1 年当たりの更新費用は 4.2 億円となります。

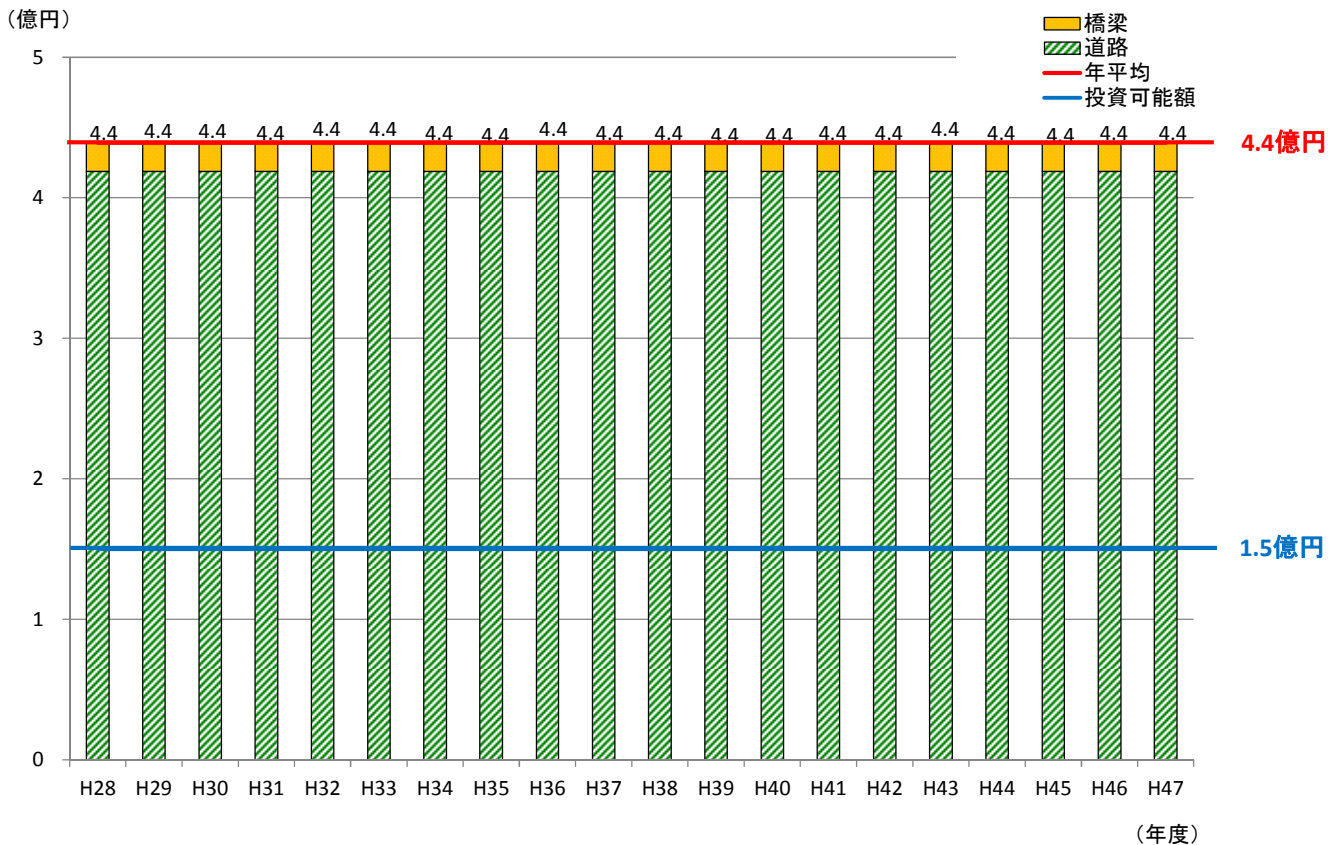
橋梁の更新費用については、千代田町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、平成 28 年度～平成 47 年度の更新費用総額は 4.0 億円、1 年当たりの更新費用は 0.2 億円となります。

下水道の更新費用は、耐用年数を 50 年と設定し、管径別に単価を乗じて試算すると、下水道は平成 5 年度より整備を進めていることから、平成 28 年度～平成 47 年度の計画期間内に更新する必要はなく、更新費用はかかりません。更新費用が生じ始めるのは平成 55 年度となります。

以上から、道路・橋梁・下水道の平成 28 年度～平成 47 年度の更新費用総額は 88 億円、1 年当たりの更新費用は 4.4 億円になります。

なお、道路・橋梁・下水道の直近 10 年間の整備費の推移をみると（p. 11 参照）、1 年当たりの整備費は 1.5 億円となっています。この額を投資可能額としてとらえた場合、上記試算結果として算出された 1 年当たりの更新費用 4.4 億円を下回ることとなり、財源が不足すると考えられます。

道路・橋梁・下水道（インフラ）の更新費用の試算（事後保全型）



(3) 総括

公共施設と道路・橋梁・下水道（インフラ）を合わせると、平成 28 年度～平成 47 年度の更新費用総額は 195.4 億円、1 年当たりの更新費用は 9.8 億円となります。

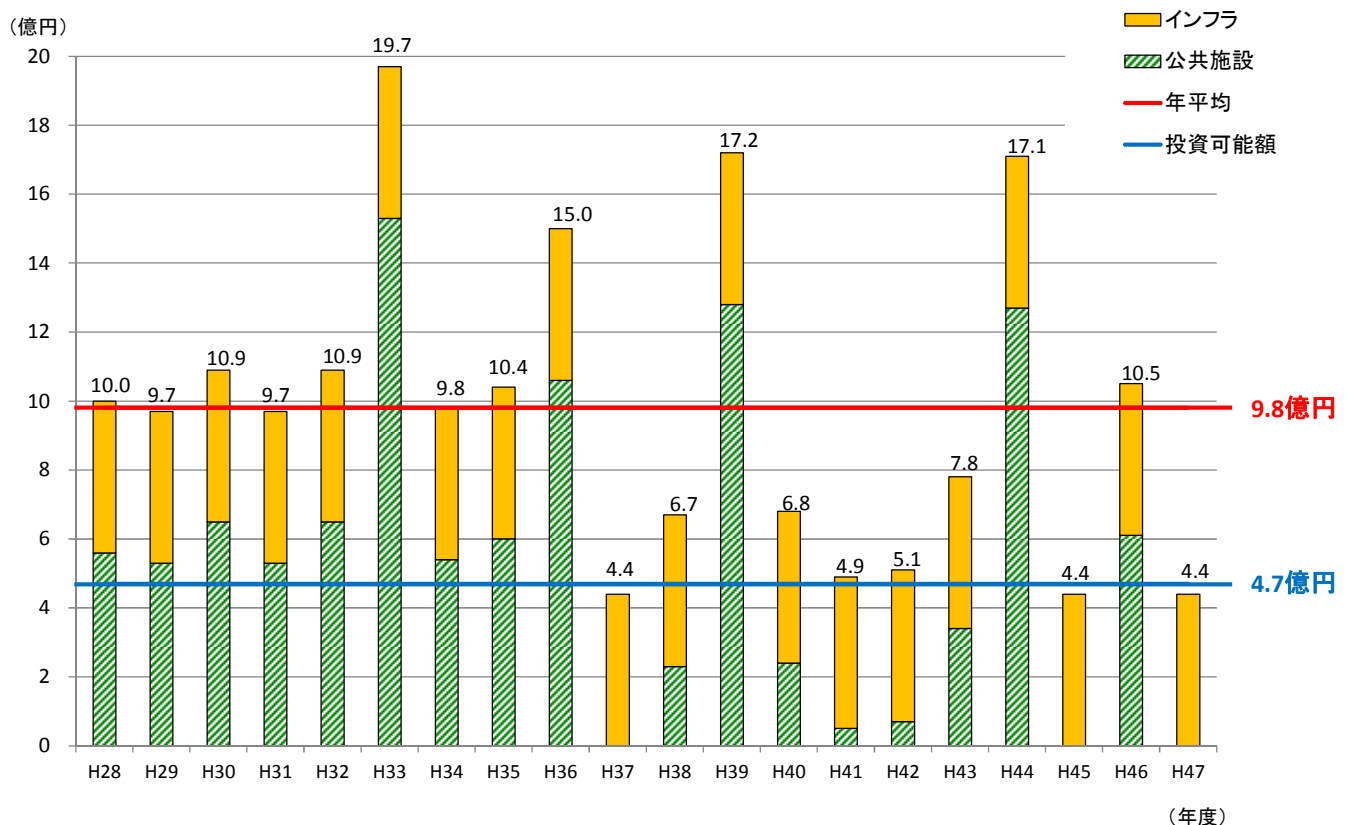
一方で、公共施設とインフラを合わせた直近 10 年間における 1 年当たりの整備費の推移（p. 11 参照）をみると、1 年当たり整備費は 4.7 億円となっています。この額を投資可能額としてとらえた場合、上記試算結果として算出された 9.8 億円を下回ることとなり、財源が不足すると考えられます。

試算結果の推移をみると、平成 36 年度までの最初の 9 年間に、更新費用が年間 10 億円前後とやや高めに推移しています。これは主に、大規模改修の時期を迎えた公共施設の改修費用を計上しているためです。この期間のうち平成 33 年度に約 20 億円になっているのは、町民プラザが大規模改修の時期を迎えるためです。

一方、平成 37 年度から平成 47 年度までは年間 5 億円前後の更新費用の年が多くなっていますが、年度によって 10 億円を超える年があります（平成 39、44、46 年度）。

なお、これらは、あくまで既存の公共施設・インフラの更新にかかる経費であり、今後、新規整備するものの経費は計上していません。

公共施設・インフラの更新費用の試算（事後保全型）



3 予防保全ⁱ型の維持管理による更新費用の見込み

(1) 公共施設

先に見たように、「更新費用ソフト」によると、公共施設の1年当たりの更新費用は5.4億円となります。一方で、公共施設の直近10年間における1年当たりの整備費は3.2億円となっています。この額を投資可能額としてとらえた場合、上記試算結果として算出された1年当たりの更新費用である5.4億円を下回ることとなり、財源が不足すると考えられます。

しかし今後、更新費用を大幅に増加させることは難しく、これまでのような事後保全方式で公共施設を維持していくことは困難となります。

そこで、次のような前提に基づき、予防保全型の維持管理を実施することで、今後20年間にかかる更新費用総額を抑制することとします。

- ① 公共施設の維持管理については、予防保全型の改修を実施し、将来の改修費用を抑制します。
- ② 基本的に新規整備は実施せず、既存の公共施設を最大限活用します。
- ③ 既存の施設は原則的に建替えをせず、建替え時期に再度大規模改修を実施することで、耐用年数の延長を図ります。ただし、実際の建物状態、その他の社会情勢等によっては、建替えを排除するものではありません。
- ④ 改修費用や更新費用が特定の年度に集中しないように整備計画をたて、財政的な負担の平準化を図ります。
- ⑤ 学校の校舎や子育て支援施設の園舎、保健福祉施設、体育館、その他行政施設など、避難所としての役割などをもち公共性の高い施設については整備を優先します。
- ⑥ 平成27年度時点で未改修の公共施設として計上されていた施設について、平成23年度～平成27年度の5年間で改修を実施した施設については、大規模改修が行われたものとみなし、将来の更新費用からは除外します。

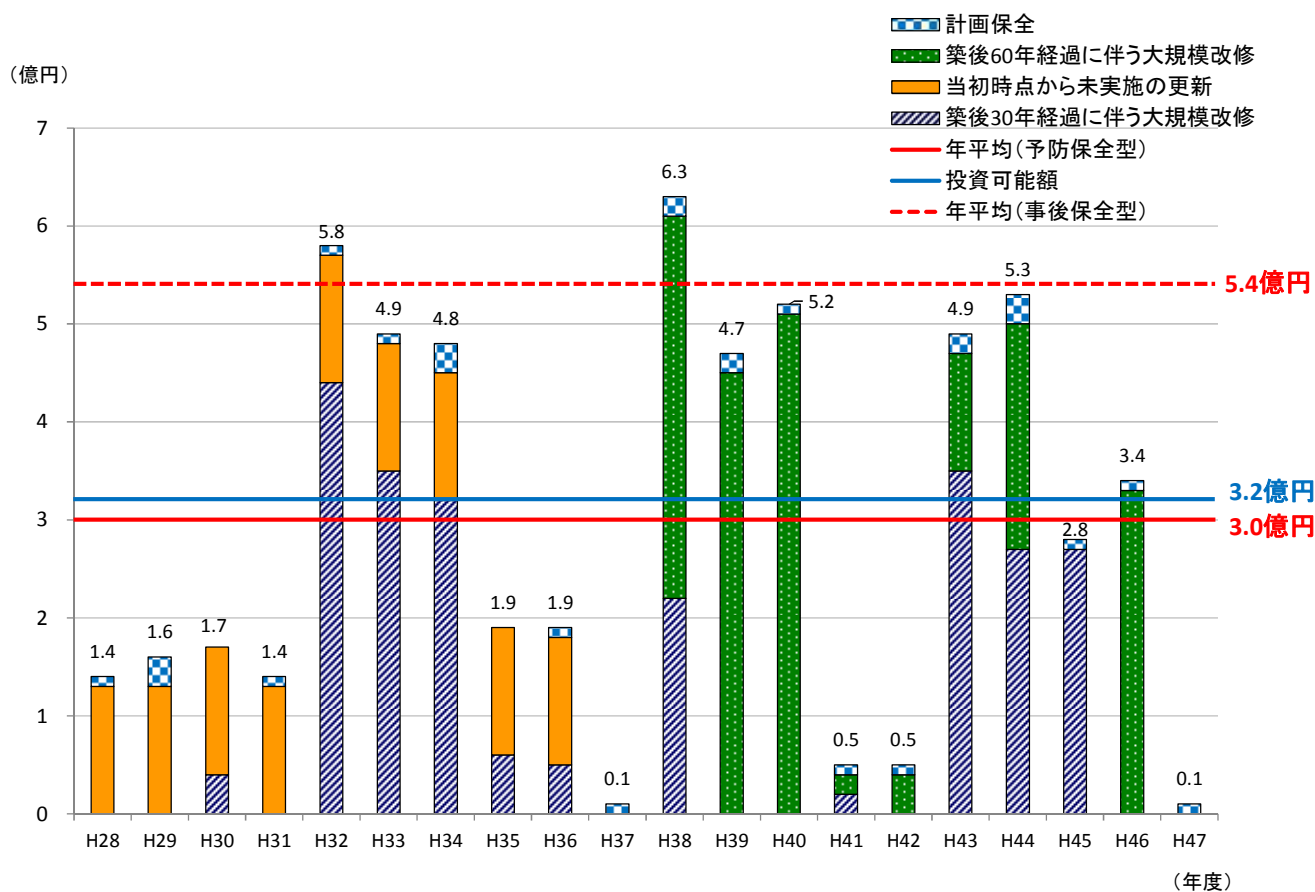
これらの前提に基づく平成28年度～平成47年度の更新費用総額は59.2億円、1年当たりの更新費用は3.0億円となります。なお、この試算では5年毎に計画保全ⁱⁱを実施する設定としています。

ⁱ 予防保全：定期点検などにより建物の機能や性能を常に把握し、劣化の状態を予測し予防的な処置を施していく保全方法。

ⁱⁱ 計画保全：劣化・損傷が軽微である早期段階において「計画的」に実施する予防保全的な修繕等。計画保全の考え方は国土交通省監修『建築物のライフサイクルコスト』を参照。

なお、直近10年間における1年当たりの整備費は3.2億円となっており、この額を投資可能額としてとらえた場合、上記試算結果として算出された1年当たりの更新費用の3.0億円を上回ることになり、直近10年間における1年当たりの整備費の水準で、公共施設の維持ができることとなります。

公共施設の更新費用の試算（予防保全型）



(2) 道路・橋梁・下水道（インフラ）

先に見たように「更新費用ソフト」によると、道路・橋梁・下水道の平成 28 年度～平成 47 年度の更新費用は 88.0 億円、1 年当たりの更新費用は 4.4 億円となっています。

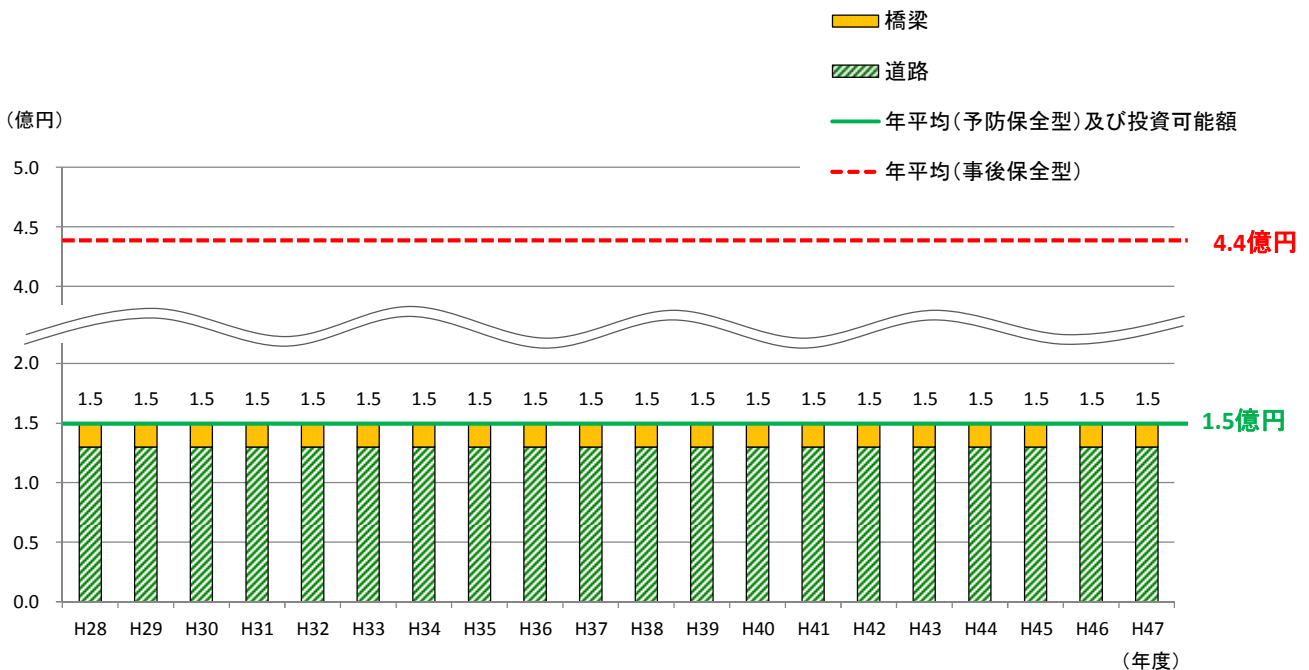
一方、道路・橋梁・下水道の直近 10 年間における 1 年当たりの整備費の推移をみると 1.5 億円となっており、この額を投資可能額としてとらえた場合、上記試算結果として算出された 1 年当たりの更新費用である 4.4 億円を下回ることとなり、財源が不足すると考えられます。

しかし、道路に関しては、これまでの整備費によって問題なく整備が行われてきた実績を踏まえ、また、橋梁については橋梁長寿命化修繕計画に基づき整備をしていることを踏まえ、道路・橋梁については直近 10 年間における 1 年当たりの整備費である 1.5 億円で充足すると考えます。

下水道については、計画期間において更新費用はかかりませんので、計画期間中の更新費用は計上しません。

以上から、道路・橋梁・下水道の平成 28 年度～平成 47 年度の更新費用総額は 30.0 億円、1 年当たりの更新費用は 1.5 億円となります。

道路・橋梁・下水道（インフラ）の更新費用の試算（予防保全型）

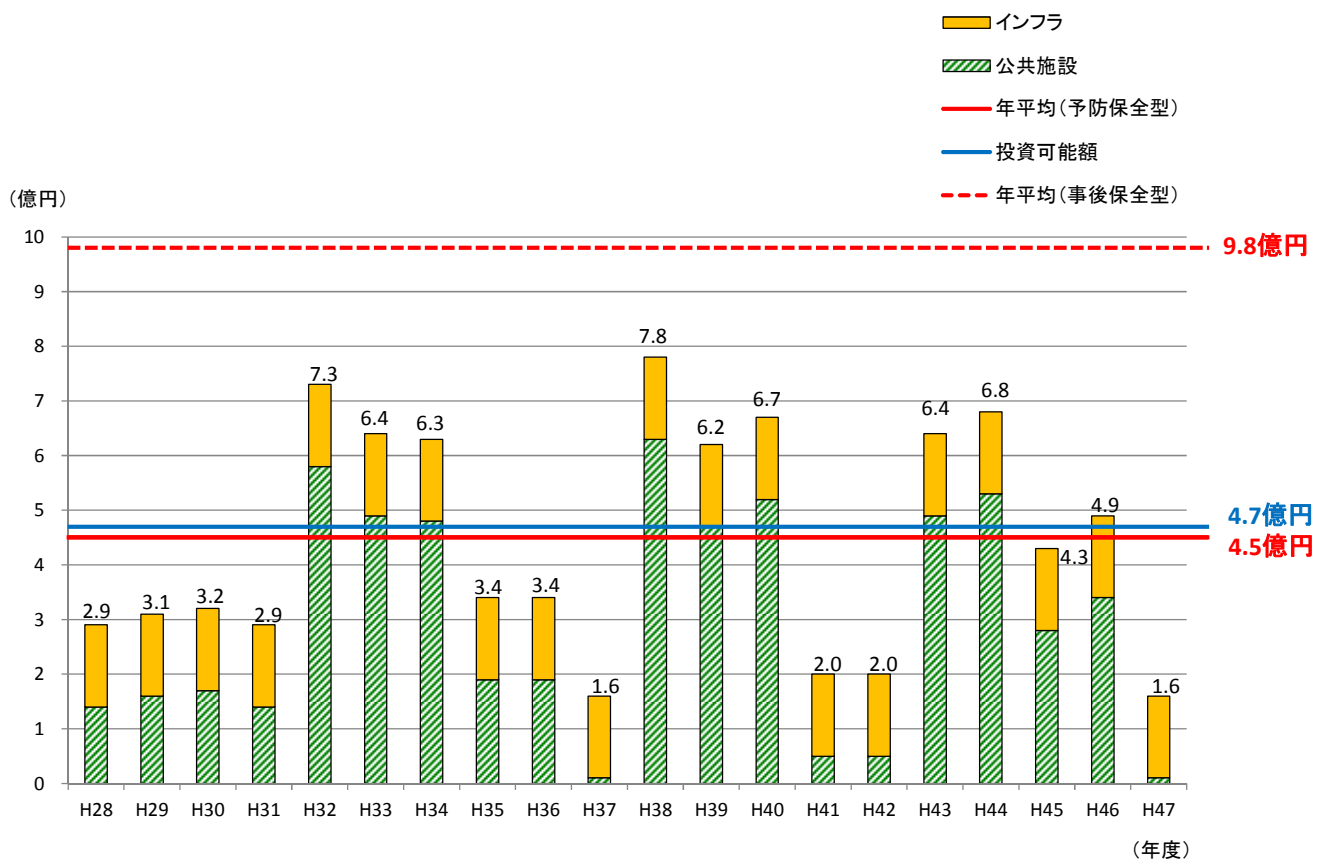


(3) 総括

予防保全型の維持管理を導入した場合、公共施設と道路・橋梁・下水道（インフラ）を合わせると、平成 28 年度～平成 47 年度の更新費用総額は 89.2 億円、1 年当たりの更新費用は 4.5 億円となります。

一方で、公共施設とインフラを合わせた直近 10 年間における 1 年当たりの整備費は 4.7 億円となっており、この額を投資可能額としてとらえた場合、上記試算結果として算出された 1 年当たりの更新費用である 4.5 億円を上回ることになり、直近 10 年間における 1 年当たりの整備費の水準で、公共施設及びインフラの更新費用をまかなう事が可能となります。

公共施設・インフラの更新費用の試算（予防保全型）



第3節 基本方針

本計画の基本方針として、以下の3つの基本方針を掲げます。

1 既存施設の現状維持

公共施設の多くは、不採算・非効率であっても、災害時の避難所としての役割、地域福祉向上の役割、低所得者へのセーフティネット施設としての役割など、維持更新をしていかなければならない公的な性質を持っています。

財政状況や効率的な管理運営という観点から、廃止・統廃合を検討することが求められる施設も今後出てくる可能性があります。既存施設の廃止・統廃合ありきではなく、多目的な活用を模索し、場合によっては既存施設に新たな役割を持たせるなど、既存施設の現状維持を目指していきます。

2 長寿命化による更新費用の縮減

一般に、鉄筋コンクリート造の建造物の更新時期は50年、木造は30年といわれています。また、昭和56年5月31日の建築基準法改正以前の旧耐震基準で建設された公共施設の更新も課題となっています。

さらに、道路や上下水道等のインフラ関係についても、一般的には15～20年を経過すると老朽化が進むといわれています。

本町では、現有公共施設の35%が昭和56年以前に建築された建物であり、耐震診断・耐震改修を行っていない施設も存在します。また、インフラについても長寿命化が要請されています。

財源に限りがある中で、長期的な視点で、新規投資と更新投資の両方をバランスよく推進し、公共施設等の長寿命化を図り、更新費用の縮減を目指していきます。

3 人口減少・少子高齢化時代に応じた施設整備

本町の人口は、平成27年を基準とすると、20年後の平成47年には人口が約5%減少し、同時に年少人口の減少と高齢化も進むことが見込まれています。

一般的に人口が大きく減少する場合には、公共施設の延床面積の減少を目指していくべきと考えられますが、本町の場合、人口減少の幅がそれほど大きくはないと考えられ、本計画期間中は現状の公共施設の延床面積を維持することを目指します。

ただし、高齢者層の増加は計画期間後も続いていくことが予想され、また、子育て環境の充実を図ることは、人口減少を抑制する政策として重要であると考えられることから、既存施設に新たな役割を持たせるなど検討し、時代に応じた施設整備については、積極的に検討・実施していきます。

第4節 公共施設等の適正な管理のあり方

公共施設等の適正な管理に向け、以下の7つのあり方を掲げます。

1 点検・診断等の適正な実施

公共施設等の点検には、施設管理者による日常点検と、法に基づく定期点検、災害や事故発生等による緊急点検があります。

特に、橋梁等道路施設については、平成26年7月1日の道路法改正により、すべての橋梁等について、国土交通省が定めた点検実施要領に基づく5年に1度の近接目視による定期点検が義務化され、群馬県では「群馬県メンテナンス協議会」を設立し、県内すべての市町村において健全度調査を実施することとなっています。

これらの点検・診断により、各施設の現状を適切に把握するとともに、点検・診断結果を管理し、点検・診断履歴の蓄積を図ります。

2 維持管理・修繕・更新等の適正な実施

公共施設等の維持管理・修繕・更新等には、多額の経費が必要であるため、点検・診断結果等をもとに事業の優先順位を定め、予算の平準化を図ります。

施設の更新にあたっては、PPPⁱ、PFIⁱⁱといった民間活力の導入を検討するとともに、近隣市町との広域行政による設置や相互利用を検討します。

3 安全の確保

多くの人々が利用する公共施設等については、安全を最優先とした整備と管理運営に努めます。

特に大規模改修の目安となる築後30年を越える公共施設について、計画的に耐震改修、用途廃止、更新などを進めるとともに、陥没、損傷など、生命・身体に危険を及ぼす可能性が判明した場合には、速やかに立入制限、応急修繕などの措置を講じ、安全の確保を図ります。

ⁱ PPP：パブリック・プライベート・パートナーシップ。公民が連携して公共サービスの提供を行うことで、PFI、指定管理者制度、公設民営方式等がある。

ⁱⁱ PFI：プライベート・ファイナンス・イニシアティブ。設計、建設、維持管理、運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を行うしくみ。

4 耐震化の推進

本町には、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された旧耐震基準の建物が、延床面積ベースで全体の 35%あり、そのうち耐震化が未実施の建物が 7.1%残っています。これらの建物については、法的には耐震化は努力義務となっていますが、災害時に避難所となっている建物が多いことから、必要に応じて耐震化を推進します。

5 長寿命化の推進

損傷が明らかになってから修繕等を行う「事後保全型」の維持管理ではなく、修繕等を計画的に行う「予防保全型」の維持管理を基本に、健全な状態を維持しながら公共施設等の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減に努めます。

また、新たに施設を建設する際には、ライフサイクルコストを念頭に入れた長期間利用できる仕様について、設計段階から検討します。

6 統廃合や廃止の適正な実施

本町も人口減少時代を迎える中で、人口規模や財政規模にあった公共施設等の維持・整備による健全財政の推進を、多くの町民が望んでいます。

一方、公共施設等には、災害時の避難所・避難路など、効率性だけで判断できない公益性があり、また、当該公共施設を現に利用している町民にとっては、サービスの低下が懸念されます。

こうした点を総合的に勘案した上で、原則的には、現状の公共施設を維持し、行政サービスの現状維持に努めます。そのため、統廃合や廃止は必要最小限にとどめます。

また、施設更新の際は、単一機能での施設の建替えではなく、機能集約・複合化を検討します。

7 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築

公共施設等の総合的かつ計画的な管理に向けて、担当課局だけではなく、全庁的な情報共有体制、取り組み体制の構築を図るとともに、職員研修等を通じて、3つの基本方針と7つの公共施設等の適正な管理のあり方について、職員への周知に努めます。

第6章 施設類型ごとの基本方針

これまで見てきた公共施設・インフラの現状や町民の意見などに基づき、本計画の各公共施設等の施設類型ごとの基本方針として、以下のとおり掲げます。

第1節 公共施設

1 庁舎等

役場庁舎については築後 30 年以上経過しており、大規模改修の時期を迎えています。さらに平成 54 年には築 60 年を超え、建替えの時期を迎えます。

建物の状態に応じて対応策を検討しつつも、可能な限り新規整備は行わず、予防保全的補修を実施することで、長寿命化を図ります。

2 学校教育系施設（幼稚園を除く）

15歳未満の年少人口は、平成 27 年の約 1,500 人から 20 年後の平成 47 年には約 1,350 人程度へと減少することが見込まれています。しかしながら、小学校や中学校は、子どもたちの学びの場としての役割のみならず、地域活動が実際に行われている場であるとともに、地域コミュニティを統合する象徴的存在としての役割も果たしています。

このため、小中学校については、本計画期間中において、基本的に現状の小学校 2 校、中学校 1 校の体制を維持していきます。ただし、実際の年少人口の推移や、社会情勢のあり方に応じて、統廃合等の可能性を排除するものではありません。

校舎については、中学校は平成 39 年度、東小学校は平成 46 年度、西小学校は平成 51 年度に築後 60 年を超え、建替え時期を迎えますが、予防保全的補修を実施することで、長寿命化を図ります。

3 町民文化系施設

町民プラザと山屋記念図書館は新耐震基準によって建築されています。また公共施設利用者アンケートでも町民プラザは約 85%、図書館についてはすべての利用者が満足（「満足している」と「ほぼ満足している」の合計）していることから、現在の建物をできるだけ長く使用できるよう、予防保全的補修を実施することで、長寿命化を図ります。

集会所については、5 か所のうち 3 か所が旧耐震基準で建築されており、また、築後 40 年前後経過していることから、耐震化及び大規模改修の時期を迎えています。これらの施設については、原則的に順次耐震化及び大規模改修を進めていきます。

4 スポーツ・レクリエーション系施設

町民体育館及び温水プールについては、大規模改修を実施済みであり、予防保全的補修を実施することで、長寿命化を図ります。

東部運動公園の総合体育館については、平成 44 年度に大規模改修の時期を迎えることとなります。

スポーツ・レクリエーション系施設については、町民の利用頻度が高い公共施設であり、同時に避難所・避難場所としての役割も担うことから、施設・設備の予防保全的補修を実施することで、長寿命化を図ります。

5 子育て支援施設

保育園については、東西保育園ともに大規模改修を実施済みです。

幼稚園については、東幼稚園は大規模改修を実施しており、西幼稚園は平成 23 年度に新築移転をしています。

学童クラブについては、西小学童クラブは主要な建物を平成 24 年度に新築している一方、東小学童クラブは現在東小学校校舎内にて実施しております。

これらの子育て支援施設は、子どもの命を預かる大切な施設であることから、また今後の保育情勢を鑑みながら、建物の予防保全的補修や改修等を実施することで、長寿命化を図ります。

6 保健・福祉施設

保健センターについては、現在築後 30 年を超え大規模改修の時期を迎え、平成 56 年度に建替えの時期を迎えます。

総合福祉センターについては、大規模改修を実施しており、平成 66 年度に建替えの時期を迎えます。

自立支援サービスセンターについては、平成 43 年度に大規模改修の時期を迎えます。

これら保健・福祉施設については、町民の健康と福祉向上に大きく係わる施設であるため、予防保全的補修を実施することで、長寿命化を図ります。

7 町営住宅

町営住宅長良団地及び里東団地については、平成 23 年度に「千代田町公営住宅長寿命化計画」を策定しており、この長寿命化計画に沿って予防保全的補修を実施することで、長寿命化を図ります。

8 その他施設

行政財産として、生活排水の集合処理施設であるコミュニティプラント1か所、普通財産として、倉庫5か所、赤岩渡船待合所1か所、公衆トイレ3か所、旧西保育園の園舎を所有しています。

コミュニティプラントについては、まだ築年数が浅いですが、予防保全的補修を実施することで、長寿命化を図ります。

第2節 道路・橋梁

道路については、維持更新投資が重要であることから、毎年、維持更新投資のための予算確保を図り、路面の損傷状況などをふまえながら、更新事業を実施していきます。

橋梁については、平成24年度に「千代田町橋梁長寿命化修繕計画」を策定しており、この計画に基づいた修繕を実施していきます。

第3節 下水道

公共下水道は、平成5年度から整備を開始しているため、本計画の計画期間内に下水管渠が更新対象となることはありませんが、国や県、周辺自治体の動向を勘案し、予防保全的補修を実施することで、長寿命化を図ります。

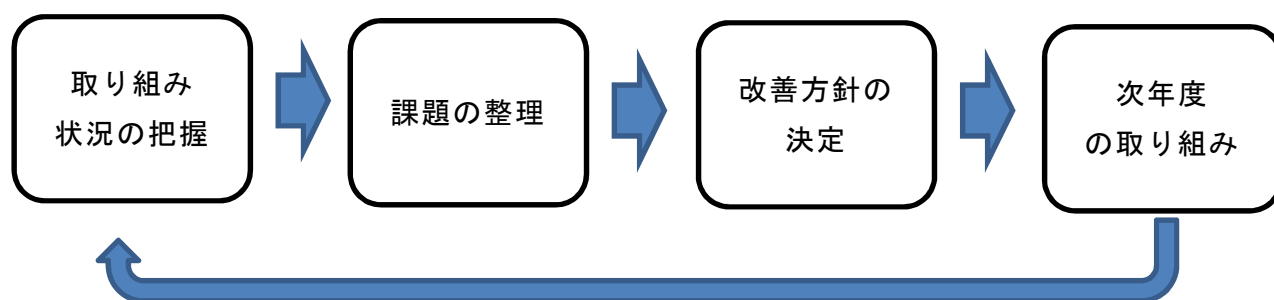
第7章 フォローアップの方針

第1節 計画の進行管理

本計画のフォローアップについては、財務課が中心となり、各施設を所管する課に取り組み状況を照会し、結果を集約します。

この結果から課題の整理を行い、本計画や個別施策・事業の改善方針を決定し、次年度の取り組みにつなげていきます。

計画の進行管理の流れ



第2節 町民ニーズの把握と町民への情報提供

公共施設等の総合管理は、税等の財源の最適配分に関わる事項であり、町民に正確な情報を伝え、町民ニーズに沿って実行していく必要があります。

このため、町民に対し、広報、ホームページ等で、本計画の推進状況や、各公共施設等の更新の方針等を情報提供していくとともに、アンケート、パブリックコメントなど、様々な手法により、適宜、町民ニーズの把握に努めます。

資料編

1 公共施設等一覧（平成 27 年 3 月 31 日現在）

（1）庁舎等

施設名	敷地内棟数	代表建築年度	建物総延床面積（㎡）	備考
千代田町役場	3	昭和 57 年度	3,629	

（2）学校教育系施設（幼稚園を除く）

施設名	敷地内棟数	代表建築年度	建物総延床面積（㎡）	備考
東小学校	8	昭和 49 年度	4,006	耐震化済み
西小学校	6	昭和 54 年度	6,041	耐震化済み
千代田中学校	10	昭和 42 年度	5,803	耐震化済み
学校給食共同調理場	1	平成 2 年度	680	

（3）町民文化系施設

施設名	敷地内棟数	代表建築年度	建物総延床面積（㎡）	備考
町民プラザ	2	平成 3 年度	3,846	
山屋記念図書館	1	昭和 57 年度	500	
福島集会所	1	昭和 49 年度	178	
大日集会所	1	昭和 51 年度	122	
中天神原集会所	1	昭和 52 年度	111	
桧内集会所	1	平成 6 年度	185	
中島集会所	1	平成 5 年度	232	

（4）スポーツ・レクリエーション系施設

施設名	敷地内棟数	代表建築年度	建物総延床面積（㎡）	備考
町民体育館	1	昭和 52 年度	1,812	耐震性有
温水プール	1	昭和 60 年度	2,179	
東部運動公園 （総合体育館・コミュニティセンター）	2	平成 14 年度	4,260	
なかさと公園管理棟	1	平成 11 年度	140	

(5) 子育て支援施設

施設名	敷地内棟数	代表建築年度	建物総延床面積(m ²)	備考
東保育園	1	昭和 57 年度	705	
西保育園	2	平成 8 年度	1,364	
東幼稚園	1	昭和 63 年度	524	
西幼稚園	4	平成 23 年度	989	
児童館	1	昭和 57 年度	396	
西小学童クラブ	3	平成 24 年度	628	

(6) 保健・福祉施設

施設名	敷地内棟数	代表建築年度	建物総延床面積(m ²)	備考
保健センター	1	昭和 59 年度	756	
総合福祉センター	1	平成 6 年度	2,382	
自立支援サービスセンター	1	平成 13 年度	300	

(7) 町営住宅

施設名	敷地内棟数	敷地内戸数	代表建築年度	建物総延床面積(m ²)	備考
町営住宅長良団地	4	24	昭和 46 年度	1,228	耐震性有
町営住宅里東団地	14	55	昭和 54 年度	3,629	耐震性有

(8) その他施設

施設名	敷地内棟数	代表建築年度	建物総延床面積(m ²)	備考
舞木倉庫	2	昭和 45 年度	179	
福島農機具倉庫	1	昭和 52 年度	77	
中天神原農機具倉庫	1	昭和 52 年度	48	
中島農機具倉庫	1	昭和 52 年度	119	
大日農機具倉庫	1	昭和 53 年度	48	
赤岩渡船待合所	1	平成 21 年度	12	
赤岩地先利根川堤防トイレ	1	平成 21 年度	7	
瀬戸井地先利根川堤防トイレ	1	平成 24 年度	8	
舞木駒形公園トイレ	1	平成 21 年度	8	
コミュニティプラント	2	平成 13 年度	392	
旧西保育園	1	昭和 55 年度	825	

主要な建築年度別公共施設名一覧

S40	
S41	
S42	千代田中学校本校舎
S43	千代田中学校体育館
S44	
S45	舞木倉庫
S46	町営住宅長良団地
S47	東小学校体育館 西小学校体育館
S48	
S49	東小学校北側校舎 福島集会所
S50	
S51	大日集会所
S52	町営住宅長良団地 中天神原集会所 千代田町民体育館 中天神原農機具倉庫 中島農機具倉庫 福島農機具倉庫
S53	大日農機具倉庫
S54	西小学校北側校舎 町営住宅里東団地
S55	町営住宅里東団地 旧西保育園
S56	町営住宅里東団地
S57	町営住宅里東団地 山屋記念図書館 児童館 東保育園 千代田町役場庁舎
S58	東小学校南側校舎 町営住宅里東団地
S59	西小学校南側校舎 町営住宅里東団地 保健センター
S60	町営住宅里東団地 温水プール
S61	
S62	
S63	東部運動公園コミュニティセンター 東幼稚園
H元	
H2	学校給食共同調理場
H3	町民プラザ
H4	
H5	舞木倉庫 中島集会所
H6	桧内集会所 総合福祉センター
H7	
H8	西保育園
H9	
H10	
H11	なかさと公園管理棟
H12	
H13	自立支援サービスセンター コミュニティプラント
H14	東部運動公園総合体育館
H15	
H16	
H17	
H18	
H19	
H20	
H21	千代田中学校武道館 赤岩地先利根川堤防トイレ 赤岩渡船待合所 舞木駒形公園トイレ
H22	
H23	西幼稚園
H24	西小学童クラブ 瀬戸井地先利根川堤防トイレ
H25	
H26	

(年度)

2 インフラ施設

(1) 町道と町保有の橋梁（平成 27 年 3 月 31 日現在）

項目	一級幹線道	二級幹線道	一般道	行き止まり道	合計
町道実延長	11,034.60m	29,791.90m	211,939.50m	5,256.20m	258,022.20m
橋梁数	8 橋	12 橋	102 橋	3 橋	125 橋
橋梁延長	72.00m	89.70m	699.95m	14.00m	875.65m

(2) 下水道（平成 27 年 3 月 31 日現在）

項目	公共下水道
総延長	21,826m
普及率	23.61%
接続率	53.57%

3 普通会計決算推移の内訳

(1) 歳入の推移(p. 7)

(単位：千円)

年度 項目名	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
地方税	1,942,050	2,064,681	2,218,795	2,224,561	2,056,097	2,025,754	2,082,772	2,191,510	2,265,202	2,254,165
地方交付税	625,294	471,013	403,844	486,819	555,499	693,693	757,491	678,190	602,091	588,020
地方債 (一般財源)	234,900	191,700	161,700	151,500	235,100	368,204	295,800	286,938	255,221	233,413
その他 一般財源	764,411	764,117	641,439	618,177	712,208	847,518	715,782	723,694	884,667	1,093,370
地方債 (特定財源)	0	0	16,000	63,200	277,900	246,600	109,000	71,300	45,200	140,800
国庫支出金	117,971	147,138	113,185	105,628	518,598	400,170	353,303	255,448	283,274	352,891
都道府県 支出金	137,803	133,680	170,623	163,549	184,566	261,919	274,393	250,790	230,049	265,755
その他 特定財源	179,840	193,194	170,986	261,882	493,734	311,486	682,071	344,724	444,075	365,370
歳入合計	4,002,269	3,965,523	3,896,572	4,075,316	5,033,702	5,155,344	5,270,612	4,802,594	5,009,779	5,293,784

(2) 歳出の推移(p. 8)

(単位：千円)

年度 項目名	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
人件費	967,652	880,466	884,329	810,658	836,348	851,069	807,486	807,365	783,526	795,413
物件費	579,399	605,203	636,776	678,804	745,683	772,917	887,383	817,147	813,541	867,480
維持補修費	39,560	55,864	68,902	113,040	118,178	234,011	62,347	55,890	79,419	43,255
扶助費	227,323	253,685	288,473	295,548	314,666	452,435	485,794	481,234	480,674	522,465
補助費等	687,738	745,633	695,429	714,890	855,838	639,663	668,152	761,864	770,078	788,200
投資的経費	124,397	196,727	194,665	298,894	603,793	610,526	865,170	353,312	445,329	460,704
公債費	391,827	372,412	332,887	326,337	286,213	304,818	331,818	391,971	416,088	442,128
積立金等	365,866	264,291	206,521	220,396	595,293	430,509	386,371	311,473	470,444	556,759
繰出金	361,055	405,360	412,847	419,407	471,750	485,205	502,333	541,507	490,437	514,894
歳出合計	3,744,817	3,779,641	3,720,829	3,877,974	4,827,762	4,781,153	4,996,854	4,521,763	4,749,536	4,991,298

4 投資的経費の内訳

公共施設及び道路・橋梁・下水道（インフラ）の直近10年間の整備費合計額の推移(p. 11)

(単位：千円)

	公共施設に係る投資的経費	道路・橋梁・下水道に係る 投資的経費	公共施設とインフラの合計
平成17年度	49,433	124,108	173,541
平成18年度	118,092	126,493	244,585
平成19年度	93,789	115,383	209,172
平成20年度	211,911	136,317	348,228
平成21年度	528,226	141,123	669,349
平成22年度	506,784	154,855	661,639
平成23年度	723,499	169,332	892,831
平成24年度	260,034	138,181	398,215
平成25年度	320,345	211,299	531,644
平成26年度	384,351	191,443	575,794
10年平均	319,646	150,853	470,499

5 更新費用の試算結果の内訳

(1) 公共施設の更新費用の試算（事後保全型※）（p. 20）

（単位：億円）

項目	年度																			
	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47
当初時点から未実施の更新	5.3	5.3	5.3	5.3	5.3	5.3	5.3	5.3	5.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
築後30年経過に伴う大規模改修	0.3	0.0	1.2	0.0	1.2	10.0	0.1	0.7	5.3	0.0	2.3	0.0	0.0	0.2	0.0	1.4	8.2	0.0	0.0	0.0
建替え	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	12.8	2.4	0.3	0.7	2.0	4.5	0.0	6.1	0.0
合計	5.6	5.3	6.5	5.3	6.5	15.3	5.4	6.0	10.6	0.0	2.3	12.8	2.4	0.5	0.7	3.4	12.7	0.0	6.1	0.0

(2) 道路・橋梁・下水道（インフラ）の更新費用の試算（事後保全型）（p. 21）

（単位：億円）

項目	年度																			
	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47
道路	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2
橋梁	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
下水道	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4

(3) 公共施設・インフラの更新費用の試算（事後保全型）（p. 22）

（単位：億円）

項目	年度																			
	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47
公共施設	5.6	5.3	6.5	5.3	6.5	15.3	5.4	6.0	10.6	0.0	2.3	12.8	2.4	0.5	0.7	3.4	12.7	0.0	6.1	0.0
インフラ	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4
合計	10.0	9.7	10.9	9.7	10.9	19.7	9.8	10.4	15.0	4.4	6.7	17.2	6.8	4.9	5.1	7.8	17.1	4.4	10.5	4.4

※事後保全型：損傷や劣化が顕在化あるいは深刻化してから補修等の対策を行う保全方法。

(4) 公共施設の更新費用の試算(予防保全型※)(p. 24)

(単位:億円)

項目	年度																			
	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47
当初時点から未実施の更新	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
築後30年経過に伴う大規模改修	0.0	0.0	0.4	0.0	4.4	3.5	3.2	0.6	0.5	0.0	2.2	0.0	0.0	0.2	0.0	3.5	2.7	2.7	0.0	0.0
築後60年経過に伴う大規模改修	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.9	4.5	5.1	0.2	0.4	1.2	2.3	0.0	3.3	0.0
計画保全	0.1	0.3	0.0	0.1	0.1	0.1	0.3	0	0.1	0.1	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.2	0.3	0.1	0.1	0.1
合計	1.4	1.6	1.7	1.4	5.8	4.9	4.8	1.9	1.9	0.1	6.3	4.7	5.2	0.5	0.5	4.9	5.3	2.8	3.4	0.1

(5) 道路・橋梁・下水道(インフラ)の更新費用の試算(予防保全型)(p. 25)

(単位:億円)

項目	年度																			
	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47
道路	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3
橋梁	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
下水道	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5

(6) 公共施設・インフラの更新費用の試算(予防保全型)(p. 26)

(単位:億円)

項目	年度																			
	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47
公共施設	1.4	1.6	1.7	1.4	5.8	4.9	4.8	1.9	1.9	0.1	6.3	4.7	5.2	0.5	0.5	4.9	5.3	2.8	3.4	0.1
インフラ	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
合計	2.9	3.1	3.2	2.9	7.3	6.4	6.3	3.4	3.4	1.6	7.8	6.2	6.7	2.0	2.0	6.4	6.8	4.3	4.9	1.6

※予防保全型:定期点検などにより建物の機能や性能を常に把握し、劣化の状態を予測し予防的な処置を施していく保全方法。

6 耐震改修促進法における規制対象一覧（一部簡略化）

用途		特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件
学校	小学校、中学校、中等教育学校 前期課程若しくは特別支援学校	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上（屋内運動場の面積を含む）	階数 2 以上かつ 1,500 m ² 以上（屋内運動場の面積を含む）	階数 2 以上かつ 3,000 m ² 以上（屋内運動場の面積を含む）
	上記以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上		
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数 1 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 1 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上
卸売市場、賃貸住宅（共同住宅）、寄宿舎、下宿、事務所、工場		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上		
ボーリング場、スケート場、水泳場等、病院、診療所、劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂、展示場、百貨店、マーケットその他物品販売業の店舗、ホテル、旅館、博物館、美術館、図書館、遊技場、公衆浴場、飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール等、理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行等サービス業を営む店舗、旅客の乗降・待合施設（車両、船舶、航空機）、自動車車庫、停留又は駐車施設（自動車又は自転車）、公益建築物（保健所、税務署等）		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
老人ホーム、老人短期入所施設、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター等		階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 2 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 2 以上かつ 5,000 m ² 以上
幼稚園、保育所		階数 2 以上かつ 500 m ² 以上	階数 2 以上かつ 750 m ² 以上	階数 2 以上かつ 1,500 m ² 以上
危険物貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	500 m ² 以上	階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上（敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る）
避難路沿道建築物		耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の 1/2 超の高さの建築物（道路幅員が 12 m 以下の場合は 6 m 超）	左に同じ	耐震改修等促進計画で指定する重要避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の 1/2 超の高さの建築物（道路幅員が 12 m 以下の場合は 6 m 超）
防災拠点である建築				耐震改修等促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物

※義務付け対象は旧耐震基準による建築物

今後の本町における公共施設の在り方について伺います。

問 18 あなたは町内の公共施設をどのくらい利用していますか。以下の主な公共施設ごとに1つ、あてはまる番号を○で囲んで、お答えください。

主な公共施設	利用状況			
	よく利用する (月に1回以上)	時々利用する (年に数回)	ほとんど利用 していない(数 年に1回)	今まで1度 も利用した ことがない
① 役場庁舎	1	2	3	4
② 山屋記念図書館	1	2	3	4
③ 保健センター	1	2	3	4
④ 町民プラザ	1	2	3	4
⑤ 総合体育館	1	2	3	4
⑥ 温水プール	1	2	3	4
⑦ 町民体育館	1	2	3	4
⑧ 東部運動公園・サッカー場	1	2	3	4
⑨ 公園施設（なかさと公園など）	1	2	3	4
⑩ 総合福祉センター	1	2	3	4

※ 主に広く町民が利用できる施設を対象とし、学校や保育園・幼稚園などの施設は除きます。

問 19 今後、公共施設の老朽化等に関する問題への取り組みが求められてきます。あなたは今後、町の公共施設をどのようにしていくのがよいと思いますか。以下の対応方法ごとに1つ、あてはまる番号を○で囲んで、お答えください。

対応方法	あなたの考え			
	積極的に実施 するのがよい	どちらかとい えば実施する のがよい	どちらかとい えば実施しないほ うがよい	実施しない ほうがよい
① 予防的な補修を進め、できるだけ長持ちをさせる	1	2	3	4
② 補修するよりも、積極的に建て替えを進める	1	2	3	4
③ 将来的な施設の統廃合を検討する	1	2	3	4
④ 複数の役割を持つ施設の建設を検討する	1	2	3	4
⑤ 施設維持のために利用者負担の引き上げを検討する	1	2	3	4
⑥ 施設維持のためにサービスのあり方を検討する	1	2	3	4
⑦ 建物の建替えに民間のノウハウや資金を活用する	1	2	3	4
⑧ 同様なサービスを提供する民間施設等の利用に助成をする	1	2	3	4



利用者アンケートのお願い

千代田町ではこれまで行政需要への対応と町民サービスの向上を目指し、公共施設の整備に取り組んでまいりました。しかしながら、今後は町民プラザ等多くの公共施設の老朽化が進行し、維持や建替えに要する費用の増加が見込まれます。

このような状況に対応するため、利用者の皆様のご意見をお伺いし、これからの公共施設の管理・運営について検討する際の参考にさせていただきたいと思っております。

ご多忙のところお手数ですが、ご協力くださいますようお願い申し上げます。



以下の質問について、あてはまる番号に○を付けてください。

❖質問1 あなたは男性ですか、女性ですか。

- | | |
|-------|-------|
| 1. 男性 | 2. 女性 |
|-------|-------|

❖質問2 あなたは現在何歳ですか。

- | | | | |
|----------|--------|--------|----------|
| 1. 20歳未満 | 2. 20代 | 3. 30代 | 4. 40代 |
| 5. 50代 | 6. 60代 | 7. 70代 | 8. 80歳以上 |

❖質問3 あなたはどちらにお住まいですか。

- | | |
|-------|-------|
| 1. 町内 | 2. 町外 |
|-------|-------|

❖質問4 当施設をどのくらい利用していますか。

- | | | | |
|---------|---------|---------|----------|
| 1. 週に数回 | 2. 月に数回 | 3. 年に数回 | 4. 数年に一度 |
|---------|---------|---------|----------|

❖質問5 当施設の利用について、満足していますか。

- | | |
|---------------|-------------|
| 1. 満足している | 2. ほぼ満足している |
| 3. あまり満足していない | 4. 満足していない |

【質問5で「あまり満足していない」または「満足していない」と答えた方に伺います。】

❖質問6 満足していない理由はなぜですか。

(以下の中から、あてはまる番号にすべて○を付けてください。)

1. 老朽化などにより安全面に不安を感じているため
2. 設備が不衛生なため
3. 施設の構造や施設の場所が不便なため
4. 利用料金が高いため
5. スタッフの対応が悪いため
6. 開館日、開館時間が合わないため
7. その他(具体的な理由:)

【再び全員に伺います。】

❖質問7 今後、当施設をどのようにしていくのがよいと思いますか。

(以下の中から、あてはまる番号に3つまで○を付けてください。)

1. 現在の建物を補修しながら、出来るだけ長い間使用する
2. 建替えを行う
3. 施設の統廃合や複合施設の建設を検討する
4. 施設の維持、充実のため利用料金の引き上げを検討する
5. 利用促進のため料金の引き下げ、休館日や開館時間などを検討する
6. 同様なサービスを提供する民間施設等の利用に助成をする
7. その他(具体的な方法:)

❖質問8 当施設や町の公共施設についてのご意見・ご要望などありましたら、ご自由にご記入ください。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

今後の施設運営・公共施設のあり方の参考としたいと思います。

またのご利用をお待ちしております。

千代田町
公共施設等総合管理計画

発行 平成 28 年 3 月
編集 千代田町役場 財務課

〒370-0598
群馬県邑楽郡千代田町大字赤岩 1895-1
電話：0276-86-2111(代表)
ホームページ：http://www.town.chiyoda.gunma.jp/
